

第101回 定時株主総会

—— 招集ご通知 ——

開催日時:2022年6月29日(水曜日)午前10時

開催場所:東京都新宿区西新宿2丁目7番2号

ハイアット リージェンシー 東京
地下1階「センチュリールーム」

【お願い】

新型コロナウイルス感染防止のため、株主総会へのご出席の見合わせについてもご検討いただき、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

なお、ご出席の株主さまへのお土産の配布はございません。
何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【目次】

第101回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役10名選任の件	
第4号議案 監査役2名選任の件	
(添付書類)	
事業報告	19
連結計算書類	38
計算書類	40
監査報告書	42

小田急電鉄株式会社

証券コード 9007



株主各位

東京都渋谷区代々木2丁目28番12号

小田急電鉄株式会社
取締役社長 星野晃司

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第101回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合には、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。2頁の「議決権行使方法についてのご案内」に従って、**2022年6月28日（火曜日）の当社営業時間の終了時（午後5時45分）までに**議決権を行使していただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時（午前9時開場）

2 場 所 東京都新宿区西新宿2丁目7番2号
ハイアット リージェンシー 東京 地下1階「センチュリールーム」

3 目的事項

報告事項

- 第101期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第101期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件**
- 第2号議案 定款一部変更の件**
- 第3号議案 取締役10名選任の件**
- 第4号議案 監査役2名選任の件**

以 上

- 事業報告の「主要な事業内容および営業所等」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、「会計監査人の状況」、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築の基本方針）」および「会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、当社ホームページ（<https://www.odakyu.jp/ir/index.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付していません。なお、監査役および会計監査人は、上記の当社ホームページ掲載事項を含む監査対象書類を監査しております。

- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事項が生じた場合、直ちに上記の当社ホームページまたは株主さま宛にご送付させていただく書面にて、修正後の内容を開示いたします。

議決権行使方法についてのご案内

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、お手数ながら会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会
開催日時

2022年6月29日（水曜日）午前10時

株主総会にご出席されない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただきご返送ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）午後5時45分到着分まで

インターネット等による議決権行使

当社が指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にて各議案に対する賛否をご入力ください。

なお、スマートフォンをご利用の場合は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要で議決権を行使できます。

※ QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）午後5時45分受付分まで

詳細は 48 頁をご参照ください。

ご注意事項

- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。
- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、内部留保金を重点分野・成長分野に積極的に再投資することで、更なる業績の向上に努めてまいります。利益還元については、業績向上の成果として連結配当性向30%を目安に安定的な利益配当を継続していくことを基本方針としております。

第101期の期末配当につきましては、この基本方針に基づき以下のとおりとさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額3,655,446,260円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

なお、当期の中間配当につきましては、外部環境の不透明性から見送りとしており、本議案が原案どおり承認可決された場合、当期の1株当たりの年間配当金は、前期と同額の10円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

- ① 事業内容の多様化に対応して、事業目的を追加するため、定款第2条の一部変更を行うものであります。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されるため、株主総会資料の電子提供制度導入に備えることから、次のとおり変更を行うものであります。
- ア 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- イ 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ウ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- エ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- ③ 当社は、取締役会の業務執行に対する監督機能の強化および意思決定の最適化を一層推進すべく、執行役員制度について、雇用型から委任型へ変更するなど、一部見直しを行うことといたしました。これに伴い、選定できる役付取締役は会長、社長のみとし、副社長、専務、常務の各役位は執行役員の地位とするため、定款第26条の一部変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的)	(目 的)
第2条 本公司は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 本公司は、次の事業を営むことを目的とする。
1 } ⋮ } 24 }	1 } ⋮ } 24 }
(条 文 省 略)	(現 行 ど お り)
(新 設)	<u>25</u> 資源・廃棄物管理に関する事業
<u>25</u> 前各号の目的の達成に関連がある一切の業務	<u>26</u> 前各号の目的の達成に関連がある一切の業務

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条 } : } (条 文 省 略) 第15条 }</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係わる情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第17条 } : } (条 文 省 略) 第25条 }</p> <p>(代表取締役等)</p> <p>第26条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議により取締役社長1名を定め、<u>取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。</u></p> <p>前項の外必要に応じ、取締役会は、その決議により取締役会長1名を定めることができる。</p>	<p>第3条 } : } (現行どおり) 第15条 }</p> <p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第17条 } : } (現行どおり) 第25条 }</p> <p>(代表取締役等)</p> <p>第26条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議により取締役社長1名を定めることができる。</p> <p>前項の外必要に応じ、取締役会は、その決議により取締役会長1名を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第27条 } : } 第44条 } (条 文 省 略) (新 設)	第27条 } : } 第44条 } (現 行 ど お り) (附 則) 1 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名を選任いたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会の承認を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

【ご参考】候補者一覧

候補者番号		氏名	当社における地位	取締役会出席回数
1	再任	男性 星野晃司	取締役社長 (代表取締役)	13回/13回
2	再任	男性 荒川勇	専務取締役 (代表取締役)	13回/13回
3	再任	男性 端山貴史	常務取締役	13回/13回
4	再任	男性 立山昭憲	常務取締役	13回/13回
5	再任	男性 黒田聡	常務取締役	13回/13回
6	再任	男性 鈴木滋	常務取締役	11回/11回 (※1)
7	再任 社外 独立役員 女性	中山弘子	社外取締役	13回/13回
8	再任 社外 独立役員 男性	大原透	社外取締役	13回/13回
9	再任 社外 独立役員 男性	糸長丈秀	社外取締役	12回/13回
10	新任 社外 独立役員 男性	近藤史朗	(※2)	(※2)

※1 取締役鈴木滋は、2021年6月29日の就任以降に開催された取締役会の出席回数を記載しております。

※2 新任の取締役候補者のため、該当事項はございません。



- 生年月日
1955年4月26日
- 所有する当社株式の数
28,980株

候補者
番号

1

ほしの こうじ
星野 晃司

再任

男性

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1978年4月	当社入社	2013年6月	当社執行役員に就任現在に至る。
2003年6月	当社執行役員	2013年6月	当社交通サービス事業本部長
2008年6月	当社取締役	2015年6月	当社専務取締役
2010年6月	小田急バス株式会社取締役社長 (代表取締役)	2017年4月	当社取締役社長(代表取締役) に就任現在に至る。
2013年6月	当社常務取締役		

[重要な兼職の状況]

神奈川中央交通株式会社社外取締役

■ 取締役候補者とした理由

入社以来、主に鉄道部門および経営企画部門に従事し、現在は取締役社長として、事業構造改革をはじめとした企業価値向上に資する施策の推進に向けて強いリーダーシップを発揮していることに加え、都市交通業に関する知見をはじめとした豊富な業務知識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。



- 生年月日
1960年4月30日
- 所有する当社株式の数
22,266株

候補者
番号

2

あらかわ いさむ
荒川 勇

再任

男性

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年4月	当社入社	2018年4月	当社生活創造事業本部長
2013年6月	当社執行役員に就任現在に至る。	2020年4月	当社経営企画本部長に就任現在 に至る。
2016年6月	当社取締役	2021年4月	当社専務取締役(代表取締役) に就任現在に至る。
2018年4月	当社常務取締役		

[当社における担当]

経営企画本部長、小田急総合研究所長

■ 取締役候補者とした理由

入社以来、主に総務部門やホテル管理部門に従事し、現在は経営企画本部長として、未来フィールドの実現に向けた取組みの推進や新規事業を創発する仕組みの運用に貢献していることに加え、ホテル業に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。



- 生年月日
1961年12月23日
- 所有する当社株式の数
16,400株

候補者
番号

3

は やま たか し
端山 貴史

再任

男性

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- | | | | |
|---------|------------------------------|--|-----------------|
| 1985年4月 | 当社入社 | 2020年4月 | 当社常務取締役就任現在に至る。 |
| 2013年6月 | 当社執行役員 | 2020年4月 | 当社執行役員に就任現在に至る。 |
| 2015年6月 | 株式会社小田急ハウジング
取締役社長（代表取締役） | [当社における担当]
顧客価値創造部、IR室、財務部担当 | |
| 2017年6月 | 当社取締役 | [重要な兼職の状況]
神奈川県中央交通株式会社社外取締役 | |
| 2017年6月 | 株式会社小田急リゾート取締役
社長（代表取締役） | | |

■ 取締役候補者とした理由

入社以来、主に財務部門や経営企画部門に従事し、現在は財務担当役員として、安定的な財務基盤の構築に貢献していることに加え、財務および会計ならびに不動産業に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。



- 生年月日
1963年5月3日
- 所有する当社株式の数
17,140株

候補者
番号

4

たて やま あき のり
立山 昭憲

再任

男性

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- | | | | |
|---------|----------------------------------|--|------------------|
| 1986年4月 | 当社入社 | 2022年4月 | 当社常務取締役に就任現在に至る。 |
| 2014年6月 | 当社執行役員 | 2022年4月 | 当社執行役員に就任現在に至る。 |
| 2018年6月 | 当社取締役 | [当社における担当]
交通サービス事業本部長、観光事業開発部担当 | |
| 2019年4月 | 株式会社小田急レストランシステム
取締役社長（代表取締役） | | |

■ 取締役候補者とした理由

入社以来、主に鉄道部門や人事部門に従事し、株式会社小田急レストランシステム取締役社長在任中は、新規出店を通じた収益力向上に貢献したことに加え、鉄道技術に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

5

くろ だ さとし
黒田 聡

再任

男性

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社	2021年4月	当社常務取締役就任現在に至る。
2014年6月	当社執行役員に就任現在に至る。	2021年4月	当社まちづくり事業本部長に就任現在に至る。
2019年6月	当社取締役		
2020年4月	当社生活創造事業本部長兼開発企画部長		

[当社における担当]
まちづくり事業本部長

■ 生年月日

1962年7月5日

■ 所有する当社株式の数

13,440株

■ 取締役候補者とした理由

入社以来、主に鉄道部門や不動産部門に従事し、現在はまちづくり事業本部長として、地域の特徴を捉えた開発の推進に貢献していることに加え、鉄道技術に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

6

すず き しげる
鈴木 滋

再任

男性

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年4月	当社入社	2022年4月	当社常務取締役に就任現在に至る。
2017年6月	当社執行役員	2022年4月	当社執行役員に就任現在に至る。
2020年4月	株式会社小田急リゾート取締役社長（代表取締役）		

[当社における担当]
総務部、広報・環境部、人事部担当

2021年6月 当社取締役

■ 生年月日

1965年9月30日

■ 所有する当社株式の数

11,515株

■ 取締役候補者とした理由

入社以来、主に経営企画部門や人事部門に従事し、株式会社小田急リゾート取締役社長在任中は、ホテルの業態変更をはじめとした同社の経営構造改革の推進に貢献したことに加え、観光業に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としていたしました。



■ 生年月日
1945年2月6日

■ 所有する当社株式の数
3,300株

候補者
番号

7

なか やま ひろ こ
中山 弘子

再任

社外

独立役員

女性

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1967年4月	東京都入都	2015年6月	当社取締役就任現在に至る。
1999年6月	同人事委員会事務局長	2016年4月	特別区人事委員会委員長に就任 現在に至る。
2001年7月	同監査事務局長		
2002年11月	新宿区長（2014年11月退任）		
2007年6月	東京エコサービス株式会社 取締役社長（代表取締役） （2009年6月退任）		

[重要な兼職の状況]
特別区人事委員会委員長
株式会社中村屋社外取締役
株式会社東急レクリエーション社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

新宿区長として、地域活性化等を推進した経験およびそれに基づく幅広い知見を有しており、それらを活かし、独立、客観的な立場から、取締役会や指名・報酬諮問委員会での審議等を通じて、経営監督機能を高める役割を果たすことを期待しているため、引き続き社外取締役候補者いたしました。



■ 生年月日
1954年3月7日

■ 所有する当社株式の数
800株

候補者
番号

8

おお はら とおる
大原 透

再任

社外

独立役員

男性

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1978年4月	東京海上火災保険株式会社（現 東京海上日動火災保険株式会社） 入社（2000年8月退社）	2000年9月	フランクリン・テンプレートン・ インベストメント株式会社（現 フランクリン・テンプレートン・ジャパン 株式会社）入社
1992年6月	東京海上エム・シー投資顧問 株式会社（現東京海上アセット マネジメント株式会社）取締役	2000年10月	同社専務取締役
1999年6月	東京海上アセットマネジメント 投信株式会社（同）執行役員 （2000年8月退任）	2009年12月	同社特別顧問（2010年3月退任）
		2010年4月	岡三アセットマネジメント株式会社 入社
		2015年6月	同社専務取締役
		2018年6月	同社理事（2019年3月退任）
		2020年6月	当社取締役に就任現在に至る。

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

企業経営に携わってきた経験と、金融機関における業務従事に基づく高い見識を有しており、それらを活かし、独立、客観的な立場から、取締役会や指名・報酬諮問委員会での審議等を通じて、経営監督機能を高める役割を果たすことを期待しているため、引き続き社外取締役候補者いたしました。



- 生年月日
1954年11月29日
- 所有する当社株式の数
2,500株

候補者
番号

9

いと なが たけ ひで
糸長 丈秀

再任

社外

独立役員

男性

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- | | | | |
|---------|--------------------------------|---------|--------------------------------|
| 1977年4月 | 第一生命保険相互会社
(現第一生命保険株式会社) 入社 | 2019年6月 | 同社取締役会長 (代表取締役)
(2021年6月退任) |
| 2014年4月 | 同社専務執行役員
(2016年3月退任) | 2020年6月 | 当社取締役に就任現在に至る。 |
| 2016年6月 | 相互住宅株式会社取締役社長
(代表取締役) | | |

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

企業経営に携わってきた経験と、金融機関における業務従事に基づく高い見識および不動産業に関する知見を有しており、それらを活かし、独立、客観的な立場から、取締役会や指名・報酬諮問委員会での審議等を通じて、経営監督機能を高める役割を果たすことを期待しているため、引き続き社外取締役候補者いたしました。



- 生年月日
1949年10月7日
- 所有する当社株式の数
0株

候補者
番号

10

こん どう し ろう
近藤 史郎

新任

社外

独立役員

男性

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- | | | | |
|---------|---------------|---------|---------------------|
| 1973年4月 | 株式会社リコー入社 | 2016年4月 | 同社代表取締役会長 |
| 2003年6月 | 同社常務取締役 | 2017年4月 | 同社取締役会長 (2018年6月退任) |
| 2005年6月 | 同社取締役専務執行役員 | | |
| 2007年4月 | 同社代表取締役社長執行役員 | | |
| 2013年4月 | 同社代表取締役会長執行役員 | | |
- [重要な兼職の状況]
東北電力株式会社社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

企業経営に携わってきた経験と、技術分野に関する高い見識を有しており、それらを活かし、独立、客観的な立場から、取締役会や指名・報酬諮問委員会での審議等を通じて、経営監督機能を高める役割を果たすことを期待しているため、社外取締役候補者いたしました。

- 1 取締役候補者のうち中山弘子、大原透、糸長丈秀、近藤史朗の各氏は、社外取締役候補者であります。
 - (1) 中山弘子氏が社外取締役に就任している株式会社中村屋は、2021年12月に出入国管理及び難民認定法違反（不法就労助長）の嫌疑で書類送検されました。同氏は日頃から取締役会において法令順守の視点に立った提言を行い、注意喚起を行っていましたが、本件が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。本件は不起訴処分となりましたが、同氏は再発防止に向けて立ち上げた業務管理緊急対策本部に対し、組織体制の改善策等について具体的な提言を行うなど、その責務を果たしております。
 - (2) 中山弘子、大原透、糸長丈秀の各氏は現任の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって、中山弘子氏が7年間、大原透、糸長丈秀の両氏が2年間であります。
 - (3) 当社は、中山弘子、大原透、糸長丈秀の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、近藤史朗氏についても、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 - (4) 当社の「社外役員の独立性判断基準」は16頁記載のとおりであり、中山弘子、大原透、糸長丈秀、近藤史朗の各氏は、当該基準を満たしております。なお、独立性に関する補足情報は以下のとおりであります。
 - ① 中山弘子氏は、2014年11月まで新宿区の区長でありました。当社と同区の間には災害用備蓄品倉庫に関する使用貸借契約等の取引がありますが、その取引額は当社連結営業収益および同区歳入総額のいずれに対しても0.1%未満であり、僅少であります。
 - ② 糸長丈秀氏は、2016年3月まで第一生命保険株式会社の業務執行者でありました。同社は当社の借入先であります。その借入額は当社連結総資産額に対して1%未満であり、「社外役員の独立性判断基準」で定める「主要な借入先」（代替性のない程度に依存している金融機関）には該当いたしません。また、当社と同社の間には利息支払等の取引がありますが、当社連結営業収益および同社経常収益のいずれに対しても1%未満であり、僅少であります。
- 2 当社は、中山弘子、大原透、糸長丈秀の各氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。中山弘子、大原透、糸長丈秀の各氏の再任が承認可決された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、近藤史朗氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
- 3 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者の各氏の再任または選任が承認可決された場合、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、役員等賠償責任保険契約については、次回更新時、上記内容と同内容での更新を予定しております。
- 4 スキル・マトリックスに関する事項は、17頁記載のとおりであります。
- 5 政策保有株式に関する事項は、18頁記載のとおりであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役4名のうち、宇佐美淳氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、丸丸かおる氏は2021年8月26日付で辞任により退任いたしました。つきましては、監査役2名を選任いたしたいと存じます。

なお、我妻由佳子氏は退任した監査役の補欠として選任される者ではなく、その任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意、および過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会の承認を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

【ご参考】候補者一覧

候補者番号		氏名	当社における地位	取締役会出席回数	監査役会出席回数
1	新任	男性 <small>ながの しんじ</small> 長野 真司	取締役 (※1)	13回/13回 (※1)	(※2)
2	新任 社外 独立役員	女性 <small>わが つま ゆか こ</small> 我妻 由佳子	(※2)	(※2)	(※2)

※1 監査役候補者長野真司氏は、2022年6月29日に当社取締役に退任する予定であります。また、同氏は、取締役としての取締役会出席回数を記載しております。

※2 新任の監査役候補者のため、該当事項はございません。



候補者
番号

1

ながの しんじ
長野 真司

新任

男性

■ 略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

1985年4月	当社入社	2018年6月	当社取締役
2013年6月	当社執行役員	2020年4月	当社常務取締役
2015年6月	株式会社小田急エンジニアリング	2022年4月	当社取締役に就任現在に至る。 取締役社長（代表取締役）
2018年4月	当社執行役員		

■ 監査役候補者とした理由

入社以来、主に鉄道部門や法務部門に従事し、当社総務担当役員を経験するなど、当社事業に関する幅広い知識や法務およびコーポレート・ガバナンスに関する知見を有していることから、監査役候補者といたしました。

■ 生年月日

1961年8月12日

■ 所有する当社株式の数

27,200株



■ 生年月日

1962年6月17日

■ 所有する当社株式の数

0株

候補者
番号

2

わが つま ゆ か こ
我妻 由佳子

新任

社外

独立役員

女性

■ 略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

1988年4月	弁護士登録（第一東京弁護士会所属）	2004年7月	伊藤見富法律事務所（現モリソン・フォースター法律事務所）パートナー（2014年6月退任）
1988年4月	長島・大野法律事務所（現長島・大野・常松法律事務所）入所（1997年2月退所）	2014年7月	隼あすか法律事務所パートナー（2015年9月退任）
1993年2月	米国ニューヨーク州弁護士登録	2015年10月	PwC弁護士法人パートナー
1997年3月	フィリップ・モリス株式会社（現フィリップ モリス ジャパン合同会社）入社（1998年10月退社）	2016年1月	同法人代表パートナー
1998年11月	三井安田法律事務所入所	2020年7月	同法人パートナーに就任現在に至る。
2002年1月	同事務所パートナー（2004年6月退任）		

【重要な兼職の状況】

弁護士

PwC弁護士法人パートナー

■ 社外監査役候補者とした理由

弁護士としての経験やそれに基づく専門的な知識を有しており、それらを活かして独立、客観的な立場で監査機能を高める役割を果たすことができるものと判断したため、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は企業経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- 1 監査役候補者長野真司氏は、2022年6月29日に当社取締役を退任する予定であります。
- 2 監査役候補者我妻由佳子氏は、社外監査役候補者であります。
 - (1) 当社は、我妻由佳子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 - (2) 当社の「社外役員の独立性判断基準」は16頁記載のとおりであり、我妻由佳子氏は、当該基準を満たしております。
- 3 当社は、我妻由佳子氏の選任が承認可決された場合、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
- 4 当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者の両氏の選任が承認可決された場合、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、役員等賠償責任保険契約については、次回更新時、上記内容と同内容での更新を予定しております。
- 5 スキル・マトリックスに関する事項は、17頁記載のとおりであります。

以上

【ご参考】当社の「社外役員の独立性判断基準」

当社は、「社外役員の独立性判断基準」を制定しており、以下に掲げる事項に該当しない場合、社外取締役および社外監査役候補者は独立性を有していると判断いたします。なお、社外役員については、当社事業に関する知識の蓄積等による監督・監査機能の充実と独立性の確保のバランスを勘案しつつ、社内出身者とは異なる職歴や経験、専門的な知識等を有し、経営監督機能を高める役割を果たし得る者を候補者として指名しております。

- (1) 当社および当社グループ会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の業務執行者
- (2) 当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者
- (3) 当社グループの主要な借入先（当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性のない程度に依存している金融機関その他の大口債権者）の業務執行者
- (4) 当社グループの主要な取引先（当社グループの年間連結売上の2%以上の支払いを当社に行っている者）である会社の業務執行者
- (5) 当社グループを主要な取引先（当該取引先の年間連結売上の2%以上の支払いを当社から受けている者）とする会社の業務執行者
- (6) 当社グループより、役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受領している者
- (7) 当社グループより、年間1,000万円を超える寄付を受けている団体の業務執行者
- (8) 社外役員の相互就任の関係となる他の会社の業務執行者
- (9) 上記（1）から（8）までに該当する者が重要な職位にある者の場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族
- (10) 上記（1）は過去10年間、上記（2）は過去5年間、上記（3）から（9）は過去3年間において該当していた場合を含む

【ご参考】本総会終了後のスキル・マトリックス

当社取締役会は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性が確保されるよう努めております。当社グループの事業特性に加え、経営ビジョンおよびこれに基づく中期経営計画を踏まえ、監督機能としての重要事項（企業経営、財務・会計、法務・リスクマネジメント、人事・労務）のほか、経営ビジョンに掲げる事項（サステナビリティ（ESG）、IT・デジタル）、重要性が高い事業セグメント（運輸業、不動産業）に関するスキルを取締役会が備えるべきスキルと考えております。

第3号議案および第4号議案が原案どおり承認可決された場合のスキル・マトリックスは、以下のとおりであります。

		企業経営	財務・会計	法務・リスク マネジメント	人事・労務	サステナビリティ (ESG)	IT・ デジタル	運輸業	不動産業
取締役	星野 晃司	○			○			○	
	荒川 勇	○		○		○	○		○
	端山 貴史	○	○				○		○
	立山 昭憲	○			○			○	
	黒田 聡	○						○	○
	鈴木 滋	○			○				
	中山 弘子				○	○			
	大原 透	○	○			○			
	糸長 丈秀	○							○
	近藤 史朗	○					○		
監査役	山本 俊郎	○	○				○		
	伊東 正孝	○	○						
	林 武史	○		○	○				
	長野 真司	○		○	○	○		○	
	我妻 由佳子			○					

※ 各取締役・監査役が有する全てのスキルを表すものではありません。

【ご参考】政策保有株式に関する事項

(1) 政策保有株式の保有方針

当社では、グループ経営理念である、お客様の「かけがえのない時間（とき）」と「ゆたかな暮らし」を実現するうえで、様々な企業との事業上の関係の維持・発展が必要だと考えております。このため、発行会社との取引関係等を総合的に勘案し、政策的に必要とする株式について保有しております。なお、当社が保有する政策保有株式については、毎年、取締役会において、発行会社との事業上の関係の維持・発展への貢献度等の定性的観点のほか、資本コスト、配当収益その他の定量的観点から、保有のねらい・合理性に関する検証を行います。かかる検証の結果、保有の意義が薄れた株式については売却等により削減を図る方針であります。

(2) 議決権行使の方針

政策保有株式の議決権については、全ての議案に対して行使いたします。議決権の行使にあたっては、各社の経営状況、配当状況、反社会的行為等の不祥事の発生有無等を踏まえた当社の議決権行使基準に則り、株主価値の毀損につながると考えられる議案については、特に留意して議決権を行使いたします。加えて、必要に応じて発行会社から議案内容について説明を受けることといたします。

(3) 政策保有株式の銘柄数等

		第99期 2019年度	第100期 2020年度	第101期 2021年度
銘柄数 (銘柄)	上場	43	38	26
	非上場	35	34	34
	合計	78	72	60
貸借対照表 計上額の合計額 (百万円)	上場	52,019	53,236	31,936
	非上場	415	414	414
	合計	52,435	53,651	32,350
純資産に占める割合 【上場、非上場合計】 (%)		13.4	15.2	9.3

添付書類

事業報告

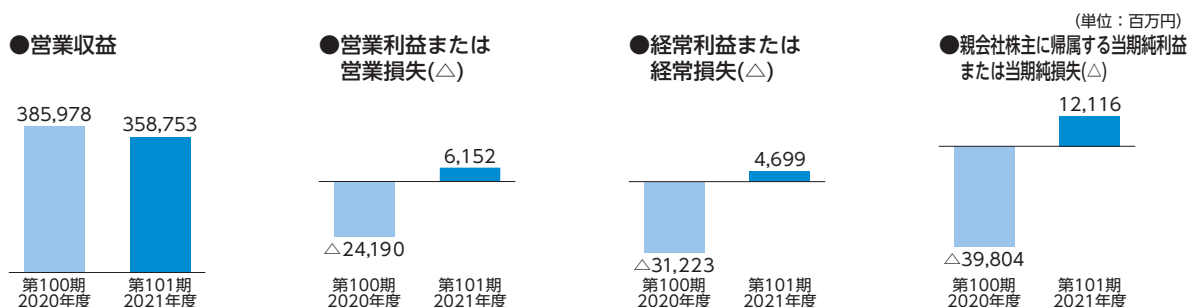
(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、企業収益に持ち直しの動きが見られたものの、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、個人消費や雇用情勢は弱い動きで推移するなど、厳しい状況が続きました。また、期末にかけては、ウクライナ情勢が悪化する中、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動等による下振れに留意が必要となるなど、先行きは依然として不透明な状況となっております。

このような状況のもと、当社グループでは、鉄道や百貨店、ホテル等の事業において、前期に比べ利用者数は回復傾向にあったものの、緊急事態宣言や会計方針変更等の影響を受け、営業収益は3,587億5千3百万円（前期 営業収益3,859億7千8百万円）、営業利益は61億5千2百万円（前期 営業損失241億9千万円）となったほか、経常利益は46億9千9百万円（前期 経常損失312億2千3百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は121億1千6百万円（前期 親会社株主に帰属する当期純損失398億4百万円）となりました。



次に、各事業別にご報告いたします。

運輸業

鉄道事業につきましては、輸送面において、本年3月、平日の朝方ラッシュ時間帯における着席ニーズの高まりを捉えた特急ロマンスカーの増発、運行定時性の向上や車両運用の効率化を目的とした江ノ島線の運行形態変更等、お客さまのご利用動向の変化を踏まえ

たダイヤ変更を実施いたしました。また、通勤車両5000形4編成を増備したほか、通勤車両1000形のリニューアルを引き続き実施するなど、輸送サービスの向上を図りました。

営業面においては、昨年11月、子育て応援ポリシー「こどもの笑顔は未来を変える。O d a k y u パートナー宣言」を策定するとともに、本年3月、全国の鉄道会社で初めて、小児IC運賃を全区間一律で50円とするなど、「子育てしやすい沿線」の実現に向けた取組みを実施いたしました。また、昨年11月、観光型Ma a S を推進すべく、Ma a S アプリケーション「EMo t (エモット)」およびデジタルチケット購入サイト「EMo t オンラインチケット」において、「デジタル江の島・鎌倉フリーパス」の販売を開始し、沿線3大観光地（箱根、丹沢・大山、江の島・鎌倉）のフリーパスのデジタル化を完了いたしました。

施設面においては、列車運行の安全性を一層高めるため、新宿駅(8、9番ホーム)および登戸駅(3、4番ホーム)にホームドアを設置したほか、大規模地震や土砂崩壊等による被害を抑制すべく、渋沢駅～新松田駅間等の橋梁での耐震補強工事や、愛甲石田駅～伊勢原駅間等での法面改修工事を実施いたしました。また、昨年11月、大和市と協力して2018年から実施している中央林間駅改良工事の進捗により、同駅で新設した東口改札の使用を開始するなど、駅施設の充実を図りました。

自動車運送事業につきましては、小田急バス(株)において、昨年10月、東京都武蔵野市内のバス折返場を開発し、“暮らしの「町あい所」”をコンセプトとする、店舗兼住居を核とした新たな複合施設「h o c c o (ホッコ)」を開業することで、バス沿線地域の活性化に努めました。また、各社でお客様のニーズに対応したダイヤ改正を実施することなどにより、利便性の向上を図りました。

以上の結果、二度の緊急事態宣言の影響を受けたものの、当社の鉄道事業において、定期・定期外ともに輸送人員は前期を上回ったことなどにより、営業収益は1,312億7百万円(前期 営業収益1,162億3千万円)、営業損失は54億9千1百万円(前期 営業損失259億3千7百万円)となりました。

流通業

百貨店業につきましては、(株)小田急百貨店の全店において、催事をはじめとする各種営業施策を積極的に展開いたしました。

ストア業等につきましては、小田急商事(株)が運営するスーパーマーケット「O d a k y u O X」全28店および「O d a k y u O X M A R T」新百合ヶ丘店において、昨年8月、(株)セブン&アイ・ホールディングスのプライベートブランド「セブンプレミアム」の販売を開始し、品揃えと商品力の強化を図りました。また、「O d a k y u O X」において、

相模大野店、鶴川店、千歳船橋店がリニューアルオープンするなど、利便性の向上に努めました。

以上の結果、百貨店業において、2020年4月に発出された緊急事態宣言に伴う臨時休業の反動等により利用者数は回復したものの、会計方針変更の影響を受け、営業収益は1,008億5千3百万円（前期 営業収益1,576億8千5百万円）、営業利益は16億9千5百万円（前期 営業損失17億4千1百万円）となりました。

不動産業

不動産分譲業につきましては、小田急不動産(株)において、「リーフィア南大沢ガーデンズ」等の戸建住宅や、「リーフィアレジデンス橋本」をはじめとしたマンションを分譲するなど、収益の確保に努めました。

不動産賃貸業につきましては、東北沢駅～世田谷代田駅間の地下化により創出された線路跡地「下北線路街」において、昨年6月、セレクトショップやこだわり食材のカフェ等、店主の顔が見える個性豊かなテナントを迎えた新たな施設「r e l o a d（リロード）」を開業するなど、開発計画を鋭意推進いたしました。また、新宿駅西口地区開発計画において、本年2月、プロジェクト価値の最大化を図るべく、東急不動産(株)を新たな共同事業者候補として選定し、ノウハウや経営資源の提供等、共同での計画推進に向けた検討を深度化することに関して同社と合意いたしました。このほか、小田急不動産(株)において、昨年7月、同社として初となる物流施設「小田急不動産ロジスティクスセンター印西」が竣工するなど、事業規模拡大に努めました。

以上の結果、不動産分譲業において、土地やマンションの販売が好調であったことや、不動産賃貸業において、2020年4月に発出された緊急事態宣言下での一部商業施設の臨時休業に伴う賃料減免の反動等の影響があったことから、営業収益は809億4千6百万円（前期 営業収益728億7千2百万円）、営業利益は185億7千万円（前期 営業利益164億5千9百万円）となりました。

その他の事業

ホテル業につきましては、(株)ホテル小田急が運営する「ハイアット リージェンシー 東京」において、昨年11月、老舗日本料理店「なだ万」による新店舗「新宿 なだ万」をオープンするなど、事業基盤の強化に努めました。また、(株)ホテル小田急サザンタワーが運営する「小田急ホテルセンチュリーサザンタワー」において、高層フロアからのトレインビューや、当社線の本格運転シミュレーターが客室内で楽しめる新たな宿泊プランの販売を開始したほか、客室形態の変更を推進するなど、新しい生活様式のもとで多様化する顧客ニーズへの対応に努めました。

レストラン飲食業につきましては、(株)小田急レストランシステムおよびジローレストランシステム(株)において、引き続きテイクアウトメニューの充実を図ったほか、新規出店や店舗の改装を実施するなど、集客力の強化を図りました。

以上の結果、二度の緊急事態宣言の影響を受けたものの、ホテル業やレストラン飲食業における利用者数の回復等により、営業収益は741億4千3百万円（前期 営業収益681億3千1百万円）、営業損失は86億6千8百万円（前期 営業損失130億2千万円）となりました。

2 対処すべき課題

■「UPDATE 小田急～地域価値創造型企業にむけて～」の実現

当社グループでは、お客さまの「かけがえのない時間（とき）」と「ゆたかなくらし」の実現に貢献することを経営理念として定めております。

この経営理念の実現に向け、財務健全性の確保やアフターコロナの事業環境への適応等を目指した経営ビジョン「UPDATE 小田急～地域価値創造型企業にむけて～」のもと、2027年に小田急線開業100周年を迎えるにあたり、不確実性の高い時代に適合した事業モデルへの更新を目指してまいります。

「UPDATE 小田急～地域価値創造型企業にむけて～」の概要

1 全体方針

「地域価値創造型企業にむけて」

私たちは、小田急沿線や事業を展開する地域とともに成長するために、
既成概念に捉われず常に挑戦を続けることで、お客さまの体験や環境負荷の低減など
地域に新しい価値を創造していく企業に進化します。

「社会・地域」「経済」「環境」の3つの軸を経営判断に取り入れ、事業を峻別し、次の
100年に向け地域価値創造型企業へと事業モデルの更新を進めます。

2 変革の取組み

- ・2026年度までの前半3カ年を体質変革期、後半3カ年を飛躍期と定めます。
- ・体質変革期では、飛躍期に向けて3つの経営課題と3つの発想を通じた事業の変革に取り組み、経営状況の回復を図るとともに、既存のビジネスモデルを見直します。
- ・飛躍期では、地域価値創造型企業として新たな価値を生み出します。

体質変革期（2021年度～2023年度）

<変革に向けた3つの経営課題>

飛躍期に向けて、「利益水準の回復」と「有利子負債のコントロール」を進めて財務の健全化*を図るとともに、「事業ポートフォリオの再構築」を行い、既存事業の選択と集中により収益力を強化し、投資余力を確保のうえ、新たな収益機会の創出を推進いたします。

※ 財務健全性の回復の目安として、2023年度における有利子負債残高7,000億円、有利子負債／EBITDA倍率7倍台を目指します。

<3つの発想を通じた事業の変革>

すべての事業で「DX（デジタルトランスフォーメーション）」「共創」「ローカライズ」の3つの発想を徹底し、業務やサービスに対する考え方の変革を進めるとともに、既存事業の成長や新規事業の創出を図ります。

飛躍期（2024年度～2026年度）

未来の小田急の持続的な成長につながる事業創造や拡大を進め、地域価値創造型企業として次の100年を歩むため、新たな価値を生み出します。

・「未来フィールド」に基づく具体的な取組み

当社グループが「お客さまや社会にどのような価値を生み出していきたいのか」、「そのために自らがどのような組織でありたいか」を示した5つの「未来フィールド」を設定しております。各未来フィールドが目指すありたい姿とその実現に向けた各施策の概要は、以下のとおりであります。

(モビリティ×安心・快適 ～新しい"モビリティ・ライフ"をまちに～)

90年間積みあげてきた安心・快適という普遍的な価値を揺るぎない土台としながら、これからのテクノロジーを活かして、「会いたいときに、会いたい人に、会いに行ける」、次世代の"モビリティ・ライフ"をまちに生み出します。

今後の具体的な取組みとして、鉄道事業において、「鉄道駅バリアフリー料金制度」を活用し、ホームドアの設置を引き続き推進するほか、集中豪雨等の自然災害への対応力を強化することで、安全性の維持・向上に努めてまいります。また、「EMo t」および「EMo t オンラインチケット」において、デジタルチケットの拡充や同業他社・沿線パートナー企業との連携拡大を図るほか、鉄道やバス、タクシー等の交通データやデジタルチケットの予約・決済機能を有するオープンな共通データ基盤「Ma a S J a p a n」において、他社アプリケーション・Web等への機能提供を強化するなど、デジタルを起点とした顧客接点を拡充してまいります。さらに、鉄道資産・コンテンツの有効活用策を推進することで、新たな収益の獲得を図ってまいります。

(まちづくり×愛着 ～まちの"新しい物語"を紡ぎ出す～)

まちの個性や特徴を活かした職、住、商、学・遊のシーンを創り出し、まちとつながる愛着や誇りをお客さまとともに育みます。お客さまや地域社会の課題解決を通じて、まちの"新しい物語"を紡ぎ出していきます。

今後の具体的な取組みとして、新宿駅西口地区開発計画において、新たな体験を提供する商業機能や、ハイグレードなオフィス機能に加え、交流・連携・挑戦を生み出すビジネス開発機能の整備に向けた検討を進めてまいります。また、同計画と並行し、新宿中央公園でのイベント等、行政や企業、大学等との連携施策を継続的に実施することで、新宿西口エリアの賑わい創出・活性化を目指してまいります。さらに、昼間の人口流入を担う中心的駅のうち、町田駅において、取得済みの物件の開発や中小商業ビルの運営受託等、駅周辺の再整備に向けた検討を行うなど、沿線まちづくりへの投資を強化してまいります。このほか、投資用不動産の開発事業の推進やオーストラリア等の海外市場への投資により、沿線外の収益源

拡大にも努めてまいります。

(くらし×楽しさ ～何気ない日々に"心が動く瞬間"を～)

変化するトレンドや多様化するお客さまの欲求をスピーディーに捉え、スポーツや音楽、食事、買い物など、何気ない日々を彩る時間や空間をさまざまなパートナーと共創することにより、安心感を上回る"心が動く瞬間"を演出していきます。

今後の具体的な取組みとして、小田急百貨店新宿店において、新宿西口ハルクを改装し、食品、化粧品、インターナショナルブティックを中心とした売場への再編成を実施するほか、ストア業において、駅構内等の狭小区画に対応した新ブランドの立上げを検討するなど、新しい生活様式に合わせたコンテンツの提供に努めてまいります。また、暮らしに役立つ多様なサービスを1つのIDで手軽に利用できるプラットフォーム「ONE (オーネ)」において、当社線利用により小田急ポイントが獲得できる「小田急おでかけポイント」の訴求や、商業施設・生活サービス等との連動、データマーケティングの実施により、グループ全体の収益・会員数の増加を図ってまいります。

(観光×経験 ～ここでしか得られない"特別な思い出"を～)

地域の方々とともにその土地ならではの過ごし方や楽しみ方を発掘し、日本はもちろん、世界から訪れるゲストに"特別な思い出"として心に残る経験のお手伝いをする事で、日本、地域、まちの発展に貢献していきます。

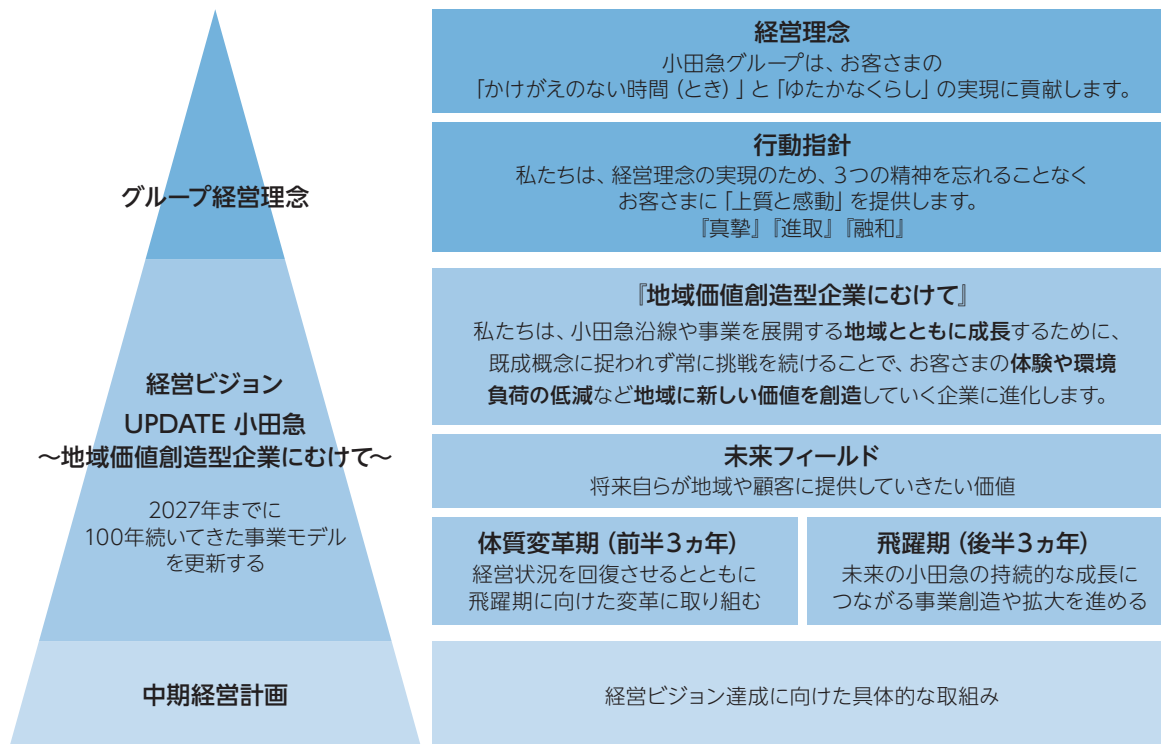
今後の具体的な取組みとして、旅行商品の販売システムの新規構築等、観光領域におけるデジタル投資の強化を図るほか、藤沢市立鵜沼海浜公園改修事業(Park-PFI)を通じた取組みを引き続き推進するなど、自治体や地域事業者等との連携を通じた独自のコンテンツや魅力の共創に努めてまいります。これらの取組みに加えて、江の島エリアにおいて、シャトルバス等の二次交通やデジタルチケットを整備・拡充することで、沿線観光地の観光客数の増加を目指してまいります。また、「ホテルはつはな」において、全客室に温泉露天風呂を完備し、プライベート感を高めたホテルへのリニューアルを推進するなど、新たな観光体験の創出に努めてまいります。

(わくわく×イノベーション ～いつの時代もお客さまに"わくわく"を～)

社員一人ひとりが、主体性と創造性と情熱を解放し、"わくわく"をアイデアの源泉とします。お客さまに新たな価値をお届けするために、いつの時代も変化を楽しみ、未知への挑戦を続けます。

今後の具体的な取組みとして、研修の実施等により、キャリア自律を推進するとともに、デジタル人材等のキャリア採用やDX推進に関する各領域の人材育成に努めてまいります。加えて、社員の働き方・意識変革による生産性向上に取り組むことで、新たな価値を生み出す組織への変革を目指してまいります。

【ご参考】経営計画体系



■安全・安心の追求

運輸業においては、安全を第一に快適で良質な輸送サービスを提供することが最も重要な使命であると捉え、各社で制定している「安全管理規程」に基づき、安全の重要性を強く認識し日々の業務にあたるとともに、事故防止対策を含めた安全管理体制の継続的な確認や見直し・改善を実施するほか、施設面についても安全の質を高める諸施策に積極的に取り組んでまいります。今後は、ホームドアについて、1日の利用者数10万人以上の駅へ優先して

設置することを予定しており、更なる安全性の向上を図ってまいります。また、昨年8月に発生した当社線における車内傷害事件を踏まえ、お客さまや乗務員の身を守る防護具等の車内への配備や駅構内・車内の巡回・監視強化等、対応済みの施策に加え、車内防犯カメラの設置等の各種施策を実施・検討することで、車内の安全対策の強化に努めてまいります。

■サステナビリティ～ESG（環境・社会・ガバナンス）～に関する取組み

経営ビジョンに掲げる「地域価値創造型企業」への進化に向けて、当社では、以下の内容をはじめとしたサステナビリティ（ESG）に関する取組みを進めてまいります。

環境への取組みについて、昨年9月、2050年に当社グループのCO₂排出量実質「0」を達成すべく、行動指針「小田急グループカーボンニュートラル2050」を策定いたしました。同指針に基づき、当社グループ事業のうち使用エネルギー量の多い鉄道事業において、通勤車両の更新等の省エネ施策を進めるとともに、エネルギーの調達段階における再生可能エネルギーの比率を高めるほか、太陽光等で発電した電力の活用も行ってまいります。さらに、資源・廃棄物の収集運搬の効率化に向けたコンサルティングサービス等を提供する事業「WOOMS（ウームス）」を全国の自治体や事業者に展開し、持続可能な資源循環社会の実現を目指すとともに、沿線に存在する自然環境を地域の貴重な資源として守り続ける保全活動にも鋭意取り組んでまいります。

社会への取組みについて、社会課題の一つである少子高齢化に対し、子育て応援ポリシーのもと、小児IC運賃の低廉化等を端緒とした鉄道会社ならではのアプローチを行い、暮らしに楽しさを提供することや、子育てしやすい地域の実現に貢献することを目指してまいります。このほか、健康経営とワークライフバランスを土台に、従業員一人ひとりの価値創造やイノベーションの創出に繋げる「ダイバーシティ&インクルージョン」に関する取組みを推進してまいります。このうち、女性活躍の推進に向けては、女性従業員比率や女性管理職比率に関して設定した数値目標の実現を目指し、仕事と家庭の両立に資する制度・環境づくりに引き続き取り組んでまいります。

ガバナンスへの取組みについて、過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会や、取締役会実効性評価の仕組み等を活用しつつ、取締役会の監督機能を高めることなどを通じて、コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

これらの諸課題を着実に遂行することで、お客さまの「かけがえのない時間（とき）」と「ゆたかな暮らし」の実現を目指してまいりますので、株主のみなさまには引き続き格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

3 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は646億9千3百万円で、その主な内容は次のとおりであります。

(1) 完成した主な工事等

事業	会社名	主な設備投資の内容
運輸業	当社	ホームドア整備関連工事（新宿駅8・9番ホーム、登戸駅）
		5000形通勤車両4編成（40両）新造工事
		ロマンスカーミュージアム整備計画
不動産業	小田急不動産(株)	新宿区片町賃貸レジデンス建設工事
		印西市松崎台2丁目物流施設建設工事
		品川区南大井3丁目賃貸レジデンス建設工事
		船橋市浜町3丁目物流施設建設工事
		カレッジコート両国馬車通り取得
		リージア門前仲町取得

(2) 施工中の主な工事等

事業	会社名	主な設備投資の内容
運輸業	当社	ホームドア整備関連工事
		5000形通勤車両新造工事
		中央林間駅改良工事
	小田急バス(株)	新百合ヶ丘営業所新設計画
不動産業	当社	下北沢地区（下北線路街）上部利用計画
		海老名駅間地区（VINA GARDENS）開発計画
	小田急不動産(株)	岡崎市大平町物流施設建設工事
		糟屋郡志免町物流施設建設工事

4 資金調達の状況

当社は、当期中において、増資、社債発行、シンジケートローン組成による資金調達は行っておりません。

なお、企業集団の当期末における社債、借入金等の有利子負債残高は、7,565億3千7百万円となり、前期末と比べ、262億8千4百万円減少いたしました。

5 財産および損益の状況の推移

区 分	第98期 2018年度	第99期 2019年度	第100期 2020年度	第101期 2021年度
営 業 収 益 (百万円)	526,675	534,132	385,978	358,753
親会社株主に帰属する当期純利益 または当期純損失 (△) (百万円)	32,468	19,923	△39,804	12,116
1株当たり当期純利益 または当期純損失 (△) (円)	90.11	55.08	△109.60	33.36
総 資 産 (百万円)	1,312,433	1,328,303	1,326,996	1,285,230

- (注) 1 1株当たり当期純利益または当期純損失は、親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失を期中平均の発行済株式の総数（自己株式数を控除）で除して算出しております。
- 2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第101期の期首から適用しており、当期の金額については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

6 重要な子会社等の状況

会 社 名		資 本 金	持株比率	主要な事業内容
子 会 社	株式会社小田急百貨店	100 百万円	100.0 %	百貨店業
	小田急商事株式会社	50	100.0	ストア業
	小田急不動産株式会社	2,140	100.0	不動産分譲業 不動産賃貸業
	株式会社小田急SCディベロップメント	100	100.0	不動産賃貸業
関 連 会 社	(持分法適用関連会社) 神奈川中央交通株式会社	3,160	(44.3) 44.2	自動車運送事業

- (注) 1 ()内の数字は、当社の子会社を含めた持株比率であります。
- 2 上記5社を含む、当社の連結子会社は38社、持分法適用関連会社は1社であります。

II 会社の状況に関する事項

1 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

11億株

(2) 発行済株式の総数

368,497,717株（自己株式2,953,091株を含む。）

（注）自己株式には、信託を用いた株式報酬制度により役員報酬信託口が所有する当社株式（137,002株）は含まれておりません。

(3) 株主数

55,767名（前期末比7,642名増）

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	53,713	14.69
第一生命保険株式会社	19,259	5.27
日本生命保険相互会社	16,763	4.59
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	15,154	4.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・三菱電機株式会社口）	12,908	3.53
明治安田生命保険相互会社	7,676	2.10
株式会社三菱UFJ銀行	5,750	1.57
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	5,679	1.55
住友生命保険相互会社	5,500	1.50
株式会社三井住友銀行	4,708	1.29

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当期中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

当社は、執行役員を兼務する取締役を対象として、株主価値との連動性を高め長期的な業績向上へのインセンティブを付与する信託を用いた株式報酬制度を導入しております。当期においては、当期中に退任した取締役2名（社外取締役を除く。）に対し、職務執行の対価として、11,658株交付しております。

2 役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
ほし の こう じ 星 野 晃 司	取締役社長 (代表取締役) 執行役員	神奈川中央交通株式会社社外取締役
あら かわ いさむ 荒 川 勇	専務取締役 (代表取締役) 執行役員	経営企画本部長
いがらし しゅう 五十嵐 秀	常務取締役 執行役員	交通サービス事業本部長、観光事業開発部担当
は やま たか し 端 山 貴 史	常務取締役 執行役員	顧客価値創造部、I R室、財務部担当 神奈川中央交通株式会社社外取締役
なが の しん じ 長 野 真 司	常務取締役 執行役員	総務部、CSR・広報部、人事部担当
くろ だ さとし 黒 田 聡	常務取締役 執行役員	まちづくり事業本部長
の まくち たもつ 野間 有	社外取締役 [独立役員]	三菱電機株式会社シニアアドバイザー、 国立研究開発法人産業技術総合研究所最高顧問
なか やま ひろ こ 中 山 弘 子	社外取締役 [独立役員]	特別区人事委員会委員長、株式会社中村屋社外取締役、 株式会社東急レクリエーション社外取締役
おお はら とおる 大 原 透	社外取締役 [独立役員]	—
いと なが たけ ひで 糸 長 丈 秀	社外取締役 [独立役員]	—
たて やま あき のり 立 山 昭 憲	取 締 役	株式会社小田急レストランシステム取締役社長 (代表取締役)
すず き しげる 鈴 木 滋	取 締 役	株式会社小田急リゾート取締役社長 (代表取締役)
やま もと とし ろう 山 本 俊 郎	常 勤 監 査 役	—
う さ み じゅん 宇佐美 淳	常 勤 監 査 役	—

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
伊東正孝 いとうまさたか	社外監査役 [独立役員]	—
林武史 はやし たけし	社外監査役 [独立役員]	ニッセイ・リース株式会社取締役社長（代表取締役）

- (注) 1 2021年6月29日付で取締役小川三木夫および同下岡祥彦は、任期満了により退任いたしました。
- 2 2021年6月29日付で鈴木滋氏は、取締役に選任され就任いたしました。
- 3 2021年8月26日付で監査役鬼丸かおるは、辞任により退任いたしました。なお、同氏の退任時における重要な兼職は弁護士でありました。
- 4 取締役野間口有、同中山弘子、同大原透および同糸長丈秀は社外取締役であります。
- 5 監査役伊東正孝および同林武史は社外監査役であります。
- 6 社外取締役および社外監査役の各氏が業務執行者または社外役員を兼職している他の法人等と当社との間に、開示すべき関係はありません。
- 7 常勤監査役山本俊郎は当社において、同宇佐美淳はグループ会社において、監査役伊東正孝は株式会社東京流通センターにおいて、それぞれ経理部門担当役員（管掌役員）の業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 8 当社は、社外取締役および社外監査役を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 9 2022年4月1日付で取締役の地位および担当ならびに重要な兼職の状況が次のとおり変更となりました。

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
荒川 勇	専務取締役 (代表取締役) 執行役員	経営企画本部長、小田急総合研究所長
立山 昭 憲	常務取締役 執行役員	交通サービス事業本部長、観光事業開発部担当
鈴木 滋	常務取締役 執行役員	総務部、広報・環境部、人事部担当
長野 真 司	取 締 役	—
五十嵐 秀	取 締 役	小田急不動産株式会社取締役社長（代表取締役）

- 10 当社は、執行役員制度を導入しており、2022年4月1日現在、取締役兼務者のほか、久富雅史、沓澤孝一、水吉英雄、露木香織、室橋正和の各氏を執行役員として選任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役および監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、被保険者は、保険料のうち約1割を負担しております。また、填補の対象となる損害については、株主代表訴訟および第三者訴訟によるものであるほか、役員等賠償責任保険契約については、免責額に関する定めを設け、一定額に至らない損害を填補の対象としないこととしております。

(4) 当期に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る基本方針に関する事項

執行役員を兼務する取締役の報酬については、役位に応じて決定する役割連動報酬のほか、売上高成長率等からなる一定の基準をベースに各取締役の目標達成状況を加味して決定される単年度の業績に連動した報酬制度と、株主価値との連動性を高め長期的な業績向上へのインセンティブを付与する信託を用いた株式報酬制度により決定いたします。また、役位が上がるにつれて、報酬総額に占める業績連動報酬の割合が高まるよう設定いたします。

なお、執行役員を兼務しない取締役（社外取締役等）の報酬については、主たる役割が経営監督機能であることに鑑み役割連動報酬のみといたします。

業績連動報酬について、その算出根拠となる業績考課の決定要件の75%は定性目標、25%は定量目標で構成いたします。定性目標は中長期的な視点での経営の観点から個別の課題を設定し、一方、定量目標はグループ経営の観点から連結業績指標（売上高成長率、EBITDA成長率、修正ROA、EPSの4つの指標）を踏まえ、事業年度ごとの達成水準の評価結果を報酬額に反映いたします。

役割連動報酬および業績連動報酬については、在任中において定期的に支給いたします。信託を用いた株式報酬制度に基づく当社株式および金銭については、原則として、取締役の退任時に交付されることとなります。

信託を用いた株式報酬については、役位に応じて決定いたします。また、同報酬制度

の対象者については、当社に損害を与えたことに起因して取締役を解任されまたは辞任する場合等において、取締役会の決議により、付与された当社株式の受益権の全部または一部を失効させます。

取締役の報酬の額は、指名・報酬諮問委員会^{*}において、本基本方針や世間水準等を総合的に勘案し、個人別の報酬額を審議し、その結果を取締役に答申いたします。取締役会においては、指名・報酬諮問委員会による個人別の報酬額に関する答申に沿った支給を前提とした代表取締役への一任を決議いたします。

※ 指名・報酬諮問委員会は、過半数が独立社外取締役で構成されております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る基本方針の決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る基本方針の決定権限は取締役会にありますが、指名・報酬諮問委員会は、当該基本方針や株主総会議案の原案等について審議し、その結果を取締役に答申しており、取締役会はその答申を尊重しております。

③ 役員の報酬等についての株主総会の決議による定めに関する事項

取締役の報酬額については、2018年6月28日開催の第97回定時株主総会において、年額4億7千万円以内（うち社外取締役6千万円以内）とすることを決議しております（決議時の取締役人数15名（うち社外取締役3名））。また、同株主総会において、取締役（執行役員を兼務しない者を除いた取締役）に対して、上記報酬額とは別に、株式報酬として1年当たりの上限額に相当する金額である80百万円を支給することを決議しております（決議時の対象となる取締役人数9名）。監査役の報酬額については、2004年6月29日開催の第83回定時株主総会において、月額7百万円以内とすることを決議しております（決議時の監査役人数5名）。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の決議に基づき、取締役社長（代表取締役）星野晃司に取締役の個人別の報酬額の決定に係る権限を委任しており、当該委任に基づき、取締役社長が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

委任された権限が適切に行使されるようにするため、取締役会においては、指名・報酬諮問委員会で審議した個人別の報酬額に沿った形での支給を前提とした取締役社長（代表取締役）への一任を決議しております。また、取締役の報酬額の決定過程において、指名・報酬諮問委員会は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る基本方針を踏まえ、取締役ごとの報酬額に関する原案を審議するため必要の都度開催しており、その結果を取締役に答申しております。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は、その内容が当該基本方針に沿うものであると

判断しております。

なお、取締役の個人別の報酬額の具体的内容について、上記のとおり指名・報酬諮問委員会での十分な審議がなされていることなどから、その決定権限を取締役社長（代表取締役）に委任しております。

⑤ 監査役の報酬額の決定方法

各監査役の報酬額は監査役の協議により決定いたします。

⑥ 当期に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数 (名)	総 額 (百万円)	種類別の総額 (百万円)		
			固定報酬		業績連動報酬
			金銭報酬	株式報酬	
ア 取締役	14	260	179	40	41
イ 監査役	5	71	71	—	—
合 計 (うち社外役員)	19 (7)	332 (73)	251 (73)	40 (—)	41 (—)

(注) 1 上記アおよびイには、2021年6月29日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名、2021年8月26日付で辞任により退任した監査役1名を含んでおります。

2 新型コロナウイルス感染症拡大等により厳しい経営環境が継続したことなどから、役員報酬を以下のとおり減額しております。

(2021年4月～2022年3月)

代表取締役（2名）：月額報酬（株式報酬を除く）の30%を減額

執行役員を兼務する取締役（4名）：月額報酬（株式報酬を除く）の20%を減額

常勤監査役（2名）：月額報酬の10%を減額

⑦ 業績連動報酬の額の算定の根拠として選定した業績指標の内容およびその選定理由ならびに業績連動報酬の額の算定に用いた業績指標の実績

業績指標の内容およびその選定理由は上記①に記載のとおりであり、当期の業績連動報酬（定量目標）に係る指標の目標および実績は以下のとおりであります。なお、当社は、毎年6月に実施する前期の達成水準の評価結果を、同年7月から翌年6月までの報酬額に反映しております。

(2021年4月～6月支給分＝2019年度の達成水準の評価結果を反映)

評価指標	目標	実績
売上高成長率 (%)	5.91	1.42
E B I T D A成長率 (%)	3.32	△8.18
修正 R O A (%)	3.99	3.22
E P S (円)	91.60	55.08

(2021年7月～2022年3月支給分＝2020年度の達成水準の評価結果を反映)

評価指標	目標	実績
売上高成長率 (%)	3.20	△27.74
E B I T D A成長率 (%)	11.98	△70.95
修正 R O A (%)	3.66	△1.87
E P S (円)	85.91	△109.60

(5) 社外役員の当期における主な活動状況

① 社外取締役

氏名	地位	取締役会出席回数	発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
野間口 有	社外取締役	13回／13回	企業経営に携わってきた経験と、技術分野に関する高い見識に基づき、議案の審議等に有用な発言を適宜行いました。 また、指名・報酬諮問委員会委員を務め、取締役の報酬等に関する審議に積極的に参加することなどにより、経営監督機能を高める役割を果たしております。
中山 弘子	社外取締役	13回／13回	自治体首長としての豊富な経験と、高い見識に基づき、議案の審議等に有用な発言を適宜行いました。 また、指名・報酬諮問委員会委員を務め、取締役の報酬等に関する審議に積極的に参加することなどにより、経営監督機能を高める役割を果たしております。

氏名	地位	取締役会出席回数	発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
大原 透	社外取締役	13回／13回	企業経営に携わってきた経験と、金融機関における業務従事に基づく高い見識を活かし、議案の審議等に有用な発言を適宜行いました。また、指名・報酬諮問委員会委員を務め、取締役の報酬等に関する審議に積極的に参加することなどにより、経営監督機能を高める役割を果たしております。
糸長 丈秀	社外取締役	12回／13回	企業経営に携わってきた経験と、金融機関における業務従事に基づく高い見識および不動産業に関する知見を活かし、議案の審議等に有用な発言を適宜行いました。また、指名・報酬諮問委員会委員を務め、取締役の報酬等に関する審議に積極的に参加することなどにより、経営監督機能を高める役割を果たしております。

② 社外監査役

氏名	地位	取締役会出席回数	監査役会出席回数	発言状況
伊東 正孝	社外監査役	13回／13回	10回／10回	企業経営に携わってきた経験と、金融機関における業務従事・監査経験に基づく高い見識を活かし、議案の審議等に有用な発言を適宜行いました。
鬼丸 かおる	社外監査役	4回／4回	2回／2回	2021年8月26日に退任するまで、主に弁護士としての専門的見地から、議案の審議等に有用な発言を適宜行いました。
林 武史	社外監査役	13回／13回	10回／10回	企業経営に携わってきた経験と、金融機関における業務従事に基づく高い見識を活かし、議案の審議等に有用な発言を適宜行いました。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	125,542	流動負債	340,182
現金及び預金	21,982	支払手形及び買掛金	21,239
受取手形、売掛金及び契約資産	24,435	短期借入金	183,116
リース債権及びリース投資資産	690	1年以内償還社債	30,010
商品及び製品	4,593	リース債務	791
分譲土地建物	36,831	未払法人税等	9,440
仕掛品	860	賞与引当金	6,440
原材料及び貯蔵品	2,255	商品券等引換引当金	1,724
その他	34,501	その他	87,419
貸倒引当金	△ 607	固定負債	595,789
固定資産	1,159,687	社債	217,005
有形固定資産	1,062,130	長期借入金	259,891
建物及び構築物	495,404	鉄道・運輸機構長期未払金	59,005
機械装置及び運搬具	57,656	リース債務	847
土地	474,668	繰延税金負債	4,434
リース資産	836	再評価に係る繰延税金負債	964
建設仮勘定	24,899	退職給付に係る負債	13,841
その他	8,664	資産除去債務	1,672
無形固定資産	21,949	その他	38,126
のれん	1,375	負債合計	935,972
リース資産	213	(純資産の部)	
その他	20,360	株主資本	327,726
投資その他の資産	75,607	資本金	60,359
投資有価証券	53,675	資本剰余金	58,089
長期貸付金	1,614	利益剰余金	215,575
繰延税金資産	5,986	自己株式	△ 6,297
その他	15,603	その他の包括利益累計額	19,136
貸倒引当金	△ 1,272	その他有価証券評価差額金	16,097
資産合計	1,285,230	土地再評価差額金	537
		退職給付に係る調整累計額	2,501
		非支配株主持分	2,394
		純資産合計	349,257
		負債純資産合計	1,285,230

連 結 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		358,753
営 業 費		
運輸業等営業費及び売上原価	273,896	
販売費及び一般管理費	78,704	352,601
営 業 利 益		6,152
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	1,387	
持分法による投資利益	238	
その他の	3,394	5,020
営 業 外 費 用		
支払利息	4,839	
その他の	1,633	6,473
特 別 常 利 益		4,699
固 定 資 産 売 却 益	3,464	
工事負担金等受入額	1,349	
投資有価証券売却益	14,559	
助成金収入	5,488	
その他の	528	25,390
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	35	
固 定 資 産 圧 縮 損	1,267	
固 定 資 産 除 却 損	921	
減 損 損 失	2,360	
特 別 退 職 金	823	
その他の	1,455	6,863
税金等調整前当期純利益		23,227
法人税、住民税及び事業税	9,489	
法人税等調整額	1,794	11,284
当 期 純 利 益		11,943
非支配株主に帰属する当期純損失		173
親会社株主に帰属する当期純利益		12,116

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	95,234	流動負債	274,425
現金及び預金	11,620	短期借入金	132,549
未収運賃	6,698	1年以内償還社債	30,000
未収金	28,510	未払費用	27,096
短期貸付金	45,291	未払消費税等	2,885
分譲土地建物	1,872	未払法人税等	1,152
貯蔵品	1,460	未払り連絡	7,548
前払費用	566	預り連絡	267
その他の流動資産	154	前受運賃	7,894
貸倒引当金	△ 942	前受金	5,315
固定資産	1,012,826	前受収益	2,551
鉄道事業固定資産	537,657	前受引当金	728
不動産事業固定資産	297,098	賞与引当金	2,190
その他事業固定資産	17,427	その他の流動負債	54,245
各事業関連固定資産	12,539	固定負債	520,253
建設仮勘定	23,638	社債	217,000
投資その他の資産	124,464	長期借入金	230,013
関係会社株式	72,428	鉄道・運輸機構長期未払金	59,005
投資有価証券	32,350	繰延税金負債	277
長期貸付金	27,310	退職給付引当金	3,416
長期前払費用	1,624	関係会社事業損失引当金	1,509
その他の投資等	5,067	その他の固定負債	9,031
貸倒引当金	△ 14,315	負債合計	794,679
資産合計	1,108,060	(純資産の部)	
		株主資本	298,536
		資本金	60,359
		資本剰余金	59,674
		資本準備金	23,863
		その他資本剰余金	35,811
		利益剰余金	183,413
		その他利益剰余金	183,413
		固定資産圧縮積立金	5,681
		別途積立金	500
		繰越利益剰余金	177,231
		自己株	△ 4,910
		評価・換算差額等	14,844
		その他有価証券評価差額金	14,844
		純資産合計	313,381
		負債純資産合計	1,108,060

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	額
鉄 道 業	業 収 益	91,986	
	業 費 益	91,139	
不 動 産 業	業 収 益		846
	業 費 益	31,609	
そ の 他 業	業 収 益	19,533	
	業 費 益	7,769	12,076
営 業 外 収 入	業 収 益	6,522	
	業 費 益		1,247
営 業 利 益	業 収 益		14,170
	業 費 益		
營 業 外 費 用	受 取 利 息 及 び 配 当 金 額 他	2,025	
	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 戻 入	1,222	
	そ の 他	2,365	5,613
營 業 外 費 用	支 払 利 息 額 他	4,442	
	貸 倒 引 当 金 繰 入	7,044	
	そ の 他	1,773	13,260
特 別 利 益	常 利 益		6,523
	投 資 有 価 証 券 売 却 益 益 額 他	14,536	
	固 定 資 産 売 却 益 益 額 他	4,159	
特 別 損 失	工 事 負 担 金 等 受 入	1,141	
	そ の 他	17	19,855
	関 係 会 社 損 失 評 価 損 損 損 損 損 損 損 損	1,993	
特 別 損 失	固 定 資 産 圧 縮 損 損 損 損 損 損 損 損	1,113	
	固 定 資 産 除 却 損 損 損 損 損 損 損 損	317	
	固 定 資 産 売 却 損 損 損 損 損 損 損 損	21	
そ の 他	損 損 損 損 損 損 損 損	363	3,809
	税 引 前 当 期 純 利 益		22,569
	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 額 他	6,934	
法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	2,059	8,993
	当 期 純 利 益		13,576

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

小田急電鉄株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野原 徳 郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 原 義 勝

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 伯 麻 里

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、小田急電鉄株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、小田急電鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

小田急電鉄株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小野原 徳 郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 原 義 勝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 伯 麻 里
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、小田急電鉄株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第101期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている「会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等」（会社法施行規則第118条第3号に規定する事項）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて、子会社に対し事業の報告を求め、その業務および財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関しては、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている「会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等」については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

小田急電鉄株式会社 監査役会

常勤監査役 山本 俊郎 ㊟

常勤監査役 宇佐美 淳 ㊟

社外監査役 伊東 正孝 ㊟

社外監査役 林 武史 ㊟

以上



インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使について

1 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社が指定する議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> をご利用いただくことによるのみ可能です。

2 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の場合

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の場合

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただく必要があります。

3 ご注意事項について

- (1) 議決権行使ウェブサイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。また、ログイン後株主さまご本人に新しいパスワードをお決めいただくこととなります。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。
- (5) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用いただけない場合があります。

パソコン等の
操作方法に関する
お問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について

機関投資家のみなさまは、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合に限り、本総会における議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

〈メモ欄〉

A series of 20 horizontal dashed lines for writing notes.

〈メモ欄〉

A series of horizontal dashed lines forming a writing area.

〈メモ欄〉

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

<メモ欄>

A series of 20 horizontal dashed lines providing space for notes.

〈メモ欄〉

A series of 20 horizontal dashed lines for writing notes.

〈メモ欄〉

A series of horizontal dashed lines providing space for a memo or notes.

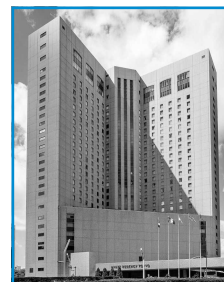
株主総会会場ご案内図

開催
日時

2022年6月29日（水曜日）午前10時

開催
場所

東京都新宿区西新宿2丁目7番2号
ハイアット リージェンシー 東京
地下1階「センチュリールーム」



交通の
ご案内

都営地下鉄大江戸線

都庁前駅

A7出口 より徒歩約3分

小田急線・JR線・京王線

新宿駅

西口 より徒歩約12分

東京メトロ丸ノ内線

西新宿駅

2番出口 より徒歩約7分



第101回定時株主総会招集ご通知に際しての

インターネット開示事項

事業報告

- 主要な事業内容および営業所等
- 従業員の状況
- 主要な借入先
- 会計監査人の状況
- 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築の基本方針）
- 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

小田急電鉄株式会社

本内容につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき当社ホームページ（<https://www.odakyu.jp/ir/index.html>）に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

■ 主要な事業内容および営業所等

事業の内容		主 要 な 営 業 所 等
運 輸 業	鉄 道 事 業	【当社（本店：東京都渋谷区）】 駅数70駅
	自 動 車 運 送 事 業	【小田急バス(株)（本店：東京都調布市）】 武蔵境営業所、狛江営業所、吉祥寺営業所等
流 通 業	百 貨 店 業	【小田急百貨店（本店：東京都新宿区）】 新宿店、町田店、ふじさわ
	ス ト ア 業 等	【小田急商事(株)（本店：神奈川県川崎市）】 O d a k y u O X、セブン-イレブン等
不 動 産 業	不 動 産 分 譲 業	【小田急不動産(株)（本店：東京都渋谷区、支店：宮城県仙台市）】 新百合ヶ丘店、藤沢店、厚木店等
	不 動 産 賃 貸 業	【小田急S Cディベロップメント（本店：東京都新宿区）】 ピナウオーク、ハルク、新百合ヶ丘エルミロード等
そ の 他 の 事 業	ホ テ ル 業	【小田急リゾート（本店：東京都渋谷区）】 ホテルクラッド・木の花の湯、山のホテル、箱根ハイランドホテル等
	レ ス ト ラ ン 飲 食 業	【ジローレストランシステム(株)（本店：東京都渋谷区）】 マンマパスタ、パッパパスタ、神田グリル等

■ 従業員の状況

事 業 区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
運 輸 業	7,288名	△50名
流 通 業	1,102名	△34名
不 動 産 業	854名	4名
そ の 他 の 事 業	3,562名	△608名
全 社	466名	0名
合 計 (う ち 当 社)	13,272名 (3,758名)	△688名 (△2名)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。

2 全社として記載されている人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

■ 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	107,341 百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	41,170
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	31,070
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	30,770
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	29,310
株 式 会 社 横 浜 銀 行	16,060

(注) 上記にはシンジケートローンによる借入金（総額108,087百万円）は含まれておりません。

■ 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	92百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	159百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、前期における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会が会社法第340条の規定に則り会計監査人を解任する場合があるほか、会計監査人の職務の適正かつ適切な執行に重大な支障が生じたことなどにより、その解任または不再任の必要があると判断される場合には、会社法第344条の定めに従い、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

■ 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築の基本方針）

（当社取締役会における決議内容）

小田急グループは、「お客さまの“かけがえのない時間”と“ゆたかな暮らし”の実現に貢献します。」という経営理念を掲げております。

当グループでは、この経営理念のもと、経営ビジョンに掲げる「地域価値創造型企業」への進化に向けて、サステナビリティ（ESG）に関する取組みを進めており、内部統制システムの構築はそのために必要不可欠な要素であるとの認識から、以下の基本方針に沿って、内部統制システムの構築を積極的かつ継続的に進めてまいります。

なお、グループ各社においては、当該グループ各社の事業内容、規模、当グループ全体に与える影響等を考慮して、各項目を適用します。

(1) 当社および子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスをリスクマネジメントの一環として捉え、「リスクマネジメント委員会」等を軸としたコンプライアンス体制を整備し、その推進を図ります。
- ② 法令や定款をはじめ社会から信頼されるための守るべき行動基準を「コンプライアンスマニュアル」として策定し、役員および社員はこれを遵守します。また、上記マニュアルに基づき、教育を実施しコンプライアンス意識の徹底を図ります。
- ③ 市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、上記マニュアルを踏まえ、毅然とした態度で臨み、適正に対応します。
- ④ 内部通報制度としてコンプライアンスホットラインを設置し、コンプライアンス上問題のある行為の早期把握、解決を図ります。さらに、当社では、通報内容への対応について、その適正性を外部機関が客観的な視点からチェックを行うことにより、透明性の確保を図ります。

- ⑤ 当社の内部監査部門がグループ各社の内部監査部門と連携を図りながら法令や定款、社内規程等への適合等の観点から、グループ各社の監査を順次実施するなど、監査体制の強化を図ります。
- また、当社の常勤役員からなる「内部統制委員会」を通じて、金融商品取引法に基づく財務報告に関する内部統制の整備も含め、継続してグループ全体の内部統制システムの強化を図ります。
- (2) **当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**
- ① 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、情報セキュリティ規則をはじめ、文書管理規則、ファイリング規則などの社内規則に従い、適正に保存・管理を行います。
- ② 上記の情報に関する取締役および監査役からの閲覧の要請には適切に対応します。
- (3) **当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
- ① 当社およびグループ各社は、「小田急グループリスクマネジメント方針」のもと、「リスクマネジメント委員会」等を中心とした体制を整備し、リスクへの対応を図ります。また、当社は、グループ経営に重要な影響を与えるリスクへの対応について、「小田急グループ・リスクマネジメント連絡会」を通じて掌握するなど、的確に管理します。
- ② 当社は、自然現象、社会経済現象であるかを問わず大規模な損失をもたらす事象の顕在化に対しては、危機管理規則に基づき、社長の指示のもと緊急時対策を統括する「総合対策本部」を設置し、適切に対処します。
- ③ 当社は、公共交通機関としての役割を担ううえで、最大の責務である「安全の確保」を重要なリスク管理の1つと認識し、鉄道輸送に関わる専門組織である「統括安全マネジメント委員会」のもと、安全管理規程に基づき、積極的に輸送の安全の確保に取り組みます。
- ④ 当社およびグループ各社において、リスクを把握した場合やリスクが顕在化した場合については、その重要性に応じて適時適切に開示します。
- (4) **当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ① 当社では、業務執行を担当する取締役や部門長で構成される執行役員制度を採用し、取締役会による業務執行に対する監督機能の強化ならびに意思決定の適正化および効率化を図ります。
- ② 当社では、各事業部門における業務執行は、経営理念や長期的なビジョンを踏まえ策定される中期経営計画、年度単位の部門方針や予算に基づき、業務分掌や職務権限規則により規定される権限および責任において行います。
- ③ 当社では、各事業部門における業績は、全社統一的な指標による「業績管理制度」により適切に管理します。
- ④ 当社における内部監査体制については、取締役社長直轄の内部監査部門が、法令や定款、社内規程等への適合や効率的な職務遂行の観点から、各部門の監査を定期的実施し、その結果を取締役社長および監査役へ報告します。
- ⑤ 当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、グループ全体の重点課題およびキャッシュフロー配分等を定めます。また、これに基づくグループ各社による中期経営計画や予算等の重要事項の策定については、当社の事前承認事項とし、グループ経営の適正かつ効率的な運営体制を構築します。
- (5) **当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**
- ① 当社が定める「グループ会社管理規程」に基づき、グループ各社における重要事項については速やかに当社へ報告する体制を構築します。また、グループ経営理念や長期的なビジョンに基づく中期経営計画の策定内容や業務執行状況および決算などの財務状況に関する定期的なヒアリングを実施するとともに、「グループ会社社長会」などを通じて、グループ内での相互の情報共有の強化を図ります。

- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置し、専任の使用人を配置します。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役室を構成する使用人は、常勤監査役の指揮命令により業務を行います。さらに当該使用人の人事異動、人事評価等の決定は、常勤監査役と事前協議のうえ、実施します。
- (8) 当社の取締役および使用人、または当社の子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社では、常勤監査役が、執行役員会への出席や決裁稟議（本部長決裁以上）の内容の報告を通じて、重要案件について逐次チェックすることができる体制を整えます。
 - ② 当社では、取締役や部門を代表する使用人が監査役に対して、業務執行状況の報告を適宜行うとともに、その他法令に定めるもののほか、会社に対して重要な影響を及ぼす事項について適宜報告を行います。
 - ③ 当社では、内部監査部門が監査役に対して、その監査計画および監査結果について定期的に報告を行い、監査役との情報の共有化を図ります。
 - ④ 当社の常勤監査役が、「小田急グループ監査役連絡会」を設置し、グループ各社監査役から監査状況等の報告を受けるほか、グループ各社への監査等の際には、経営層から業務執行状況等について報告を受け、意見交換を行うことに加え、必要に応じて当社グループ会社管理部門から経営状況等について報告を受けることにより、経営の健全性を監視する体制の強化を図ります。また、内部通報制度としてコンプライアンスホットラインを設置し、当該内部通報の状況について、当社使用人から定期的に監査役に対して報告を行います。
- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 法令ならびに当社およびグループ各社において定めるコンプライアンスホットラインに関する規則に基づき、当該報告者に対して不利益な取扱いを行うことを禁止します。
- (10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 取締役は監査役による監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保するために予算措置を講じます。
- (11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役が重要な会議体等に出席することができる体制を整え、その適正性を高めるとともに監査役への情報提供を強化します。
 - ② 会計監査人が監査役にその監査計画および監査実施状況の報告等を定期的に行うほか、内部監査部門も内部監査結果を定期的に監査役に報告するなど、監査役、内部監査部門および会計監査人の3者の連携強化が図られる体制の確保に努めます。

(上記の内部統制システム構築の基本方針に基づく運用状況の概要)

(1) コンプライアンスに関する取組み

- ① 当社およびグループ各社では、社員一人ひとりの社会的責任に対する意識と倫理観の維持向上を目的に、コンプライアンスに係る教育を定期的を実施しており、階層や役割に応じた基本的事項の再確認や事例研究などの研修を通して、コンプライアンス意識の向上を図っております。

当期は、当社およびグループ各社において、2017年度に実施した小田急グループコンプライアンスアンケート結果から課題を導き出し、その解決への方向性・具体的施策をコンプライアンス活動計画に反映、実行してまいりました。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う在宅勤務の浸透により、社員間のコミュニケーション機会が減少したことから、コンプライアンス活動計画において職場内のコミュニケーション維持に関する取組みを必須

項目としました。

- ② 当社およびグループ各社では、内部通報制度であるコンプライアンスホットラインを社内に周知し、その活用が図られております。また、当社においては、当社およびグループ各社の当該内部通報の状況について、リスクマネジメント委員会において定期的に報告されているほか、当社使用人から監査役に対しても定期的に報告しております。

(2) 情報の保存および管理

当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制については、各種規則に従い適正に保存・管理を行うとともに、当該情報に関して取締役および監査役からの閲覧の要請があった場合には適切に対応しております。

(3) リスク管理体制の強化

当社および主要なグループ会社では、「小田急グループリスクマネジメント方針」に基づき、企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策を実施しておりますが、当期についても事業環境の変化等を踏まえたリスクの見直しを実施いたしました。今後は、当該リスク対策を順次実施してまいります。

また、グループ各社のリスクマネジメント担当者による「小田急グループ・リスクマネジメント連絡会」を開催し、情報の共有化や連携を図るとともに、グループ内でリスク事案が発生した際には情報共有することで、同様事案の再発防止に努めました。

(4) リスクの顕在化への対応

当社に重要な影響を及ぼす事象が顕在化した場合の対応として、危機管理規則に基づき個別の事業継続計画（BCP）を策定しております。当期は、新型コロナウイルス感染症の影響による新型インフルエンザ等事業継続計画に基づいた総合対策本部体制を継続し、各種感染防止策を推進しております。また、事業継続管理（BCM）に基づき、震災発生時を想定した安否登録訓練や非常参集訓練を実施し、事業継続計画（BCP）の見直しや各種対策の実効性向上を図っております。さらに、グループ各社においてリスク事案が発生した際の当社への報告体制を整備しており、必要に応じて当社と連携し迅速な対応を行っております。

(5) グループ安全管理体制の強化

当社グループでは、鉄道、バス、タクシー、船舶等の交通事業者による「小田急グループ交通事業者安全統括管理者会議」を開催し、グループ各社が協力または情報を共有することなどにより、更なる安全管理体制の強化を図っております。

(6) 業務執行の適正性や効率性の向上

① 当社では執行役員制度のもと、業務執行に係る重要案件については、規則に基づき、取締役会へ上程する前段階として、執行役員会に付議し、そこでの議論を経て決定しております。また、取締役会など会議体の議案については、可能な限り事前提供を徹底するなど、業務執行の適正性や効率性の向上に努めております。

② 当社は、グループ経営理念や経営ビジョン「UPDATE 小田急～地域価値創造型企業にむけて～」を踏まえた、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定するとともに、これに基づくグループ各社による中期経営計画や予算等の重要事項の策定については当社の事前承認事項とし、グループ経営の適正かつ効率的な運営体制を構築しております。また、当社において、その進捗状況を定期的に確認し、必要に応じて対策を講じております。

(7) グループ内部監査体制の充実

当社の内部監査部門による当社内各部門およびグループ各社への内部監査の実施に加えて、一部のグループ会社においても内部監査部門を設置し、グループレベルでの内部監査体制の充実を図っております。

(8) 監査役への情報提供その他監査体制の充実

① 当社では、代表取締役と監査役の相互の信頼関係を深める観点から、定期的に会合を開催し、両者での意見交換を行うとともに、監査役が代表取締役の諸課題への取組み状況を確認できる体制の構築を図っております。また、常勤監査役が、取締役等との意思疎通、執行役員会等の重要な会議への出席や重要な決裁書類の閲覧、主要な事業所およびグループ各社で

の業務執行状況および財産の状況の調査等を行える体制を整えております。

- ② 常勤監査役が「小田急グループ監査役連絡会」を設置し、グループ会社監査役との意見交換およびグループ全体の監査品質向上に努めるなどグループレベルでの経営の健全性を監視する体制の強化が図られております。また、当社およびグループ各社のコンプライアンスホットラインの内部通報の状況について、当社使用人から監査役に対して定期的に報告しております。
- ③ 監査役が、会計監査人から会計監査の方針、監査計画および期中・期末の監査実施結果を聴取し、会計監査人との意見交換を実施しているほか、内部監査部門の責任者から直接、内部監査実施結果等について報告を受ける体制を整えております。また、常勤監査役、会計監査人、内部監査部門からなる三様監査会議を開催し、それぞれの監査計画や監査の状況について報告、意見交換を行う体制を整えております。
- ④ 内部統制上の監査役への情報提供の強化を補完するものとして、常勤監査役が得た情報等を適宜監査役会や監査役の協議の場に提供することで、社外監査役への情報提供の充実が図られております。

■ 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等

(1) 基本方針の内容

当社は、公開会社である当社の株式については、株主および投資家のみなさまによる自由な取引が認められている以上、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、特定の者の大規模な買付けに応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付けの中には、その目的等から見て重要な営業用資産を売却処分するなど企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買収に応じることを株主に強要するおそれがあるもの、株主のみなさまが最善の選択を行うために必要な情報が十分に提供されないものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものもあります。

当社としては、このような大規模な買付けに対しては、株主のみなさまのために適切な措置を講じることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

① 長期的なビジョンの実現

当社グループでは、お客さまの「かけがえのない時間（とき）」と「ゆたかな暮らし」の実現に貢献することを経営理念として定めております。この経営理念のもと策定される長期的なビジョンの実現に向けて、同ビジョンに基づく中期経営計画上の各施策を推進いたします。

② 運輸業における安全対策の強化と輸送サービスの品質向上

当社グループでは、安全を第一に快適で良質な輸送サービスを提供することが最も重要な使命であると考えております。

③ コーポレート・ガバナンスの充実・強化

当社におけるコーポレート・ガバナンスの充実・強化については、重要な戦略を効率的かつ迅速に決定、実行していく機能と、業務執行に対する監督機能の強化という点を重要課題として認識し、各種施策に取り組んでおります。

当社は、以上の諸施策を着実に実行し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上を図っていく所存であります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為を行おうとする者に対しては、株主のみなさまが適切にご判断を行うための必要かつ十分な情報の提供を求め、評価、検討したうえで当社取締役会の意見等を開示し、また、必要に応じて当該大規模買付者と交渉を行うほか、株

主のみなさまの検討のための時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、採り得る措置を講じてまいります。

(4) 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記(2)に記載した長期的なビジョンの実現、運輸業における安全対策の強化と輸送サービスの品質向上およびコーポレート・ガバナンスの充実・強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

また、上記(3)に記載した取組みは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主のみなさまのために当該大規模買付者と交渉を行うことなどの措置を講じることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上させるためのものであり、基本方針に沿うものです。

したがって、当社取締役会は、上記(2)および(3)の取組みは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	60,359	57,900	207,852	△ 6,503	319,609
会計方針の変更による累積的影響額			△ 815		△ 815
会計方針の変更を反映した当期首残高	60,359	57,900	207,037	△ 6,503	318,793
当期変動額					
剰余金の配当			△ 3,655		△ 3,655
親会社株主に帰属する当期純利益			12,116		12,116
合併による増加		50	76		126
自己株式の取得				△ 8	△ 8
自己株式の処分		139		214	353
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△ 0			△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	188	8,537	205	8,932
当期末残高	60,359	58,089	215,575	△ 6,297	327,726

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券評価 差額金	土地再評価 差額金	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益累計額 合計		
当期首残高	26,479	548	3,241	30,269	2,578	352,456
会計方針の変更による累積的影響額						△ 815
会計方針の変更を反映した当期首残高	26,479	548	3,241	30,269	2,578	351,641
当期変動額						
剰余金の配当						△ 3,655
親会社株主に帰属する当期純利益						12,116
合併による増加						126
自己株式の取得						△ 8
自己株式の処分						353
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 10,382	△ 10	△ 739	△ 11,132	△ 183	△ 11,316
当期変動額合計	△ 10,382	△ 10	△ 739	△ 11,132	△ 183	△ 2,383
当期末残高	16,097	537	2,501	19,136	2,394	349,257

連 結 注 記 表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数は 38 社であります。

主要な連結子会社は、(株)小田急百貨店、小田急商事(株)、小田急不動産(株)および(株)小田急 S C ディベロップメントであります。

(株)ジェネリックコーポレーションは株式売却により子会社に該当しなくなったため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。なお、同社の株式売却までの損益計算書については連結しております。

(2) 主要な非連結子会社は、(株)富士小山ゴルフクラブであります。

なお、非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）の合計額はそれぞれ連結総資産、売上高、当期純損益および剰余金等の額に比していずれも少額であり連結計算書類に重要な影響を及ぼさないので連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社は神奈川中央交通(株) 1 社であります。

(2) 大山観光電鉄(株)ほか持分法非適用会社は、それぞれ連結純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に重要な影響を及ぼさないので持分法を適用しておりません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なるものは 7 社あり、U D S (株)、沖縄 U D S (株)の決算日は 12 月末日、(株)小田急百貨店、小田急商事(株)、小田急食品(株)、(株)北欧トーキョーおよび(株)白鳩の決算日は 2 月末日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、各社の決算日に基づく計算書類によっておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整をしております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、

売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

② 棚卸資産

評価基準は原価法によっております。

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

分譲土地建物、仕掛品

個別法

その他の棚卸資産

主に売価還元法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主に定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）は主に定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに充てるため、支給見込額を計上しております。

③ 商品券等引換引当金

商品券および旅行券等の未使用分について、収益に計上したのに対する将来の使用に備えるため、過去の実績に基づく使用見込額を計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

当社および連結子会社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務については、主として1年以内に当該義務を充足するものであります。

① 鉄道業およびバス業

運輸業における鉄道業やバス業では、鉄道やバスによる旅客の運送を行っております。乗車券類のうち定期乗車券については、有効期間にわたって履行義務が充足されると判断していることから、有効期間を基準とした按分計算により収益を認識しております。また、定期乗車券以外については、乗車区間における旅客の運送が完了した時点で収益を認識しております。

なお、履行義務を充足していない部分については、契約負債として流動負債の「その他」に計上しており、収益の認識に伴い1年以内に取り崩されます。

② 百貨店業およびストア・小売業

流通業における百貨店業やストア・小売業では商品の販売を行っております。これらの事業における商品の販売については、商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、当社および連結子会社が代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

また、自社で発行する商品券の未使用残高については、契約負債として流動負債の「その他」に計上しております。

③ 不動産分譲業

不動産業における不動産分譲業では、マンション・戸建物件等の販売や不動産売買の仲介または斡旋を行っております。当該履行義務については、契約に係る物件が引き渡された時点で充足していると判断していることから、引き渡された時点で収益を認識しております。

なお、履行義務を充足していない部分については、契約負債として流動負債の「その他」に計上しております。

④ 広告代理業

その他の事業における広告代理業では、駅構内や車両内における広告掲出を行っております。当該履行義務については、広告の掲出期間にわたって充足されると判断していることから、掲出にかかる契約期間を基準とした按分計算により収益を認識しております。

なお、履行義務を充足していない部分については、契約負債として流動負債の「その他」に計上しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 鉄道事業における工事負担金等の処理方法

鉄道事業における工事を行うに当たり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受けております。

これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

④ のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で均等償却を行っております。

II 会計方針の変更に関する注記

1 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これによる主な変更点は、以下のとおりであります。

(1) 運輸業における当社鉄道事業の定期運賃に係る収益

運輸業における当社鉄道事業の定期運賃に係る収益については、従来、発売日を基準とした按分計算により収益を認識しておりましたが、有効期間を基準とした按分計算により収益を認識する方法へ変更しております。

(2) 流通業における代理人取引に係る収益

流通業の連結子会社における一部の商品販売取引に係る収益については、従来、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への商品の提供における当該連結子会社が代理人に該当すると判断した取引について、顧客から受け取る額から商品の仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法へ変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第 86 項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動資産」に表示しておりました「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。

この結果、主に代理人取引に係る収益の認識方法の変更により、当連結会計年度の営業収益および営業費は 70,369 百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は 815 百万円減少しております。

2 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、連結計算書類に与える重要な影響はありません。

III 表示方法の変更に関する注記

前連結会計年度において、連結貸借対照表の「流動負債」に区分掲記しておりました「前受金」は重要性が乏しくなったため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

なお、当連結会計年度の当該金額は、2,143 百万円であります。

IV 会計上の見積りに関する注記

1 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	2,360百万円
流通業	467百万円
不動産業	756百万円
その他の事業	858百万円
有形固定資産および無形固定資産	1,084,080百万円
流通業	20,291百万円
不動産業	362,526百万円
その他の事業	74,947百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産の回収可能価額については、正味売却価額または使用価値により算定しております。回収可能価額を正味売却価額により測定している場合には、不動産鑑定評価額等により算定しており、使用価値により測定している場合には、将来キャッシュ・フローを割引率により現在価値に割り引いて算定しております。

将来キャッシュ・フローの算出に用いる前提は、テナント動向、顧客動向、稼働率等の見通しに加え、過去の経験や現在および見込まれる経済状況を踏まえた中期経営計画および業績見通しに基づいております。また、中期経営計画および業績見通しにおける新型コロナウイルス感染症の影響については、感染が徐々に収束することにより、流通業における百貨店業やその他の事業におけるホテル業の営業収益は2023年度後半にかけて段階的に回復するものの、感染拡大前の水準には回復しないことを想定しております。

なお、これらの仮定が変更された場合には、損失が発生する可能性があります。

2 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	5,986百万円
(繰延税金負債との相殺前の金額は、15,376百万円であります。)	

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来減算一時差異に対して、将来年度の課税所得の見込額に基づいて回収可能性を判断しております。将来年度の課税所得の見込額については、テナント動向、顧客動向、稼働率等の見通しに加え、過去の経験や現在および見込まれる経済状況を踏まえた中期経営計画および業績見通しに基づいて算定しております。また、中期経営計画および業績見通しにおける新型コロナウイルス感染症の影響については、感染が徐々に収束することにより、運輸業における当社鉄道事業の営業収益は2023年度後半にかけて段階的に回復するものの、感染拡大前の水準には回復しないことを想定しております。

なお、これらの仮定が変更された場合には、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

V 連結貸借対照表に関する注記

1 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	270,932	百万円
（うち財団抵当）	270,757	百万円
機械装置及び運搬具	48,985	百万円
（うち財団抵当）	48,985	百万円
土地	181,182	百万円
（うち財団抵当）	179,396	百万円
有形固定資産「その他」	2,881	百万円
（うち財団抵当）	2,881	百万円
計	503,981	百万円
（うち財団抵当）	502,020	百万円

上記資産を担保としている負債は次のとおりであります。（長期借入金および鉄道・運輸機構長期未払金には1年以内に返済する予定の金額を含んでおります。）

長期借入金	92,341	百万円
（うち財団抵当）	91,885	百万円
鉄道・運輸機構長期未払金	66,515	百万円
（うち財団抵当）	66,515	百万円
固定負債「その他」	55	百万円
計	158,913	百万円
（うち財団抵当）	158,400	百万円

2 有形固定資産の減価償却累計額 1,008,703 百万円

3 偶発債務

下記の借入金等に対して債務保証を行っております。

DH B o x H i l l P t y L t d .	3,455	百万円
	(37 百万豪ドル)	
従業員住宅ローン	49	百万円
提携住宅ローン	358	百万円
計	3,863	百万円

4 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額 235,549 百万円

VI 連結損益計算書に関する注記

1 顧客との契約から生じる収益

営業収益のうち、顧客との契約から生じる収益の金額 316,583 百万円

2 助成金収入

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う特例措置による雇用調整助成金等の受入額については、「助成金収入」として連結損益計算書の特別利益に計上しております。

Ⅶ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 1 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類および総数
普通株式

368,497,717 株

- 2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	3,655百万円	10円00銭	2021年 3月31日	2021年 6月30日

(注) 配当金の総額には、役員報酬信託口が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度後となるもの

次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,655百万円	10円00銭	2022年 3月31日	2022年 6月30日

(注) 配当金の総額には、役員報酬信託口が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

Ⅷ 金融商品に関する注記

- 1 金融商品の状況に関する事項

当社グループの資金運用については、短期的な預金等に限定し、また資金調達、市場環境や金利動向等を総合的に勘案のうえ、借入金および社債等により行っております。

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主に各事業部門において取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式等であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金および社債は、主に設備投資および運転資金に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、必要に応じて個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(*) (百万円)	時価(*) (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	21,982	21,982	—
(2) 受取手形	2	2	—
(3) 売掛金	24,432	24,432	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	34,290	34,290	—
(5) 支払手形及び買掛金	(21,239)	(21,239)	—
(6) 短期借入金	(164,390)	(164,390)	—
(7) 社債（1年以内に償還予定のものを含む）	(247,015)	(244,817)	△ 2,197
(8) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）	(278,617)	(286,525)	7,908
(9) 鉄道・運輸機構長期未払金（1年以内に返済予定のものを含む）	(66,515)	(66,515)	—
(10) デリバティブ取引	—	—	—

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	630
投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資	3,582

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	34,290	—	—	34,290

(2) 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
① 現金及び預金	—	21,982	—	21,982
② 受取手形	—	2	—	2
③ 売掛金	—	24,432	—	24,432
④ 支払手形及び買掛金	—	21,239	—	21,239
⑤ 短期借入金	—	164,390	—	164,390
⑥ 社債（1年以内に償還予定のものを含む）	—	244,817	—	244,817
⑦ 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）	—	286,525	—	286,525
⑧ 鉄道・運輸機構長期未払金（1年以内に返済予定のものを含む）	—	66,515	—	66,515
⑨ デリバティブ取引	—	—	—	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

① 現金及び預金、② 受取手形、ならびに③ 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

④ 支払手形及び買掛金、ならびに⑤ 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

⑥ 社債

当社の発行する社債の時価は、日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しております。連結子会社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

⑦ 長期借入金

長期借入金の時価のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

⑧ 鉄道・運輸機構長期未払金

鉄道・運輸機構長期未払金は、短期間で金利の見直しが実施され、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、レベル2の時価に分類しております。

⑨ デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。なお、当連結会計年度における該当取引はありません。

IX 賃貸等不動産に関する注記

1 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、主に東京都や神奈川県を中心に賃貸商業施設や賃貸オフィスビルなどを所有しております。

2 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)
321,221	446,171

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注) 2 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づき算定しております。

X 収益認識に関する注記

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財またはサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	顧客との契約から生じる収益				その他の 収益	計	調整額	合計
	運輸業	流通業	不動産業	その他の 事業				
営業収益								
運輸業								
鉄道業	97,385				1,701	99,086		
バス業	24,661				3,204	27,865		
その他	3,922				332	4,254		
計	125,968				5,238	131,207	△ 2,179	129,028
流通業								
百貨店業		29,999			2,116	32,115		
ストア・小売業		61,498			28	61,527		
その他		7,210			—	7,210		
計		98,708			2,144	100,853	△ 1,218	99,634
不動産業								
不動産分譲業			37,369		57	37,427		
不動産賃貸業			2,135		41,384	43,519		
計			39,504		41,442	80,946	△ 6,893	74,053
その他の事業								
ホテル業				12,342	—	12,342		
レストラン・飲食業				12,065	50	12,115		
その他				49,228	456	49,685		
計				73,636	506	74,143	△18,105	56,038
合計	125,968	98,708	39,504	73,636	49,332	387,151	△28,397	358,753

(注) 1 「その他の事業」の区分は、以下の事業を含んでおります。

ホテル業、レストラン・飲食業、旅行業、ゴルフ場業、鉄道メンテナンス業、ビル管理・メンテナンス業、広告代理業、経理代行業、保険代理業、企画設計・運営業および人材派遣業

(注) 2 「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)の範囲に含まれる賃貸収入等であり
ます。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表(I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等 4 会計方針に関する事項 (4) 収益および費用の計上基準)に記載のとおりであります。

3 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	20,134
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	24,435
契約負債(期首残高)	11,242
契約負債(期末残高)	11,199

契約負債の主な内容については、連結注記表(I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等 4 会計方針に関する事項 (4) 収益および費用の計上基準)に記載のとおり
であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、おおむね全額が当連結会計年度中に収益として認識されますが、自社で発行する商品券の未使用分のうち一部の額については、1年を超えて収益として認識されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引を認識して
いないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報は記載しておりません。

XI 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 954円58銭

1株当たり当期純利益 33円36銭

(注) 役員報酬信託口が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当連結会計年度137千株)。

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当連結会計年度143千株)。

XII 重要な後発事象に関する注記

固定資産の譲渡に関する基本合意書の締結

当社は、2022年4月28日開催の取締役会決議に基づき、現本社の土地建物(当社保有分)の譲渡に係る基本合意書を締結いたしました。

1 譲渡の理由

当社の本社機能を移転することに伴い、経営資源の有効活用と財務体質の強化を図るため、本社屋としている以下物件の持分を譲渡することについて基本合意いたしました。

2 譲渡資産の種類および譲渡価額

(1) 名称 「小田急・明治安田生命ビルディング」の当社保有持分

(2) 所在地 東京都新宿区西新宿1丁目8番3号

(3) 資産の種類(現況) 建物及び構築物、土地(当社本社屋)

(4) 譲渡価額 非公表

(5) 譲渡益(見込) 約98億円

(注) 譲渡価額については、相手先との取り決めにより公表を差し控えさせていただきます。

また、譲渡益は、譲渡価額から帳簿価額および譲渡に係る諸費用の見積額を控除した概算額であります。

3 譲渡の相手先の概要

(1) 名称	明治安田生命保険相互会社	
(2) 所在地	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表執行役社長 永島 英器	
(4) 事業内容	生命保険業	
(5) 基金総額	980,000百万円(2021年9月30日現在)	
(6) 当社との関係	資本関係	2021年9月30日現在、相手先が当社株式を7,676千株保有しております。
	人的関係	当社特別顧問が相手先の評議員を兼任しております。
	取引関係	資金借入、不動産賃貸等の取引があります。
	関連当事者への該当状況	特筆すべき事項はありません。

4 譲渡の日程

(1) 取締役会決議	2022年4月28日
(2) 売買契約締結日(予定)	2023年5月31日
(3) 物件引渡期日(予定)	2023年9月29日

5 業績に与える影響

第103期の連結会計年度において約98億円の「固定資産売却益」を連結損益計算書の特別利益に計上する見込みであります。

XII その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	60,359	23,863	36,066	59,929	8,545	500	165,031	174,077
会計方針の変更による累積的影響額							△ 585	△ 585
会計方針の変更を反映した当期首残高	60,359	23,863	36,066	59,929	8,545	500	164,445	173,491
当期変動額								
剰余金の配当							△ 3,655	△ 3,655
当期純利益							13,576	13,576
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
会社分割による減少			△ 255	△ 255				
固定資産圧縮積立金の積立					542		△ 542	-
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 3,407		3,407	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	△ 255	△ 255	△ 2,864	-	12,785	9,921
当期末残高	60,359	23,863	35,811	59,674	5,681	500	177,231	183,413

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△ 4,942	289,424	25,392	314,816
会計方針の変更による累積的影響額		△ 585		△ 585
会計方針の変更を反映した当期首残高	△ 4,942	288,838	25,392	314,231
当期変動額				
剰余金の配当		△ 3,655		△ 3,655
当期純利益		13,576		13,576
自己株式の取得	△ 8	△ 8		△ 8
自己株式の処分	40	40		40
会社分割による減少		△ 255		△ 255
固定資産圧縮積立金の積立		-		-
固定資産圧縮積立金の取崩		-		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△ 10,547	△ 10,547
当期変動額合計	31	9,697	△ 10,547	850
当期末残高	△ 4,910	298,536	14,844	313,381

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|------------------------------|---|
| ① 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 評価基準は原価法によっております。
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
- | | |
|----------|------|
| ① 分譲土地建物 | 個別法 |
| ② 貯蔵品 | 総平均法 |

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主に定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。また、鉄道事業固定資産のうち一部の構築物（取替資産）については、取替法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案し、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

4 収益および費用の計上基準

鉄道事業では、鉄道による旅客の運送を行っております。乗車券類のうち定期乗車券については、有効期間にわたって履行義務が充足されると判断していることから、有効期間を基準とした按分計算により収益を認識しております。また定期乗車券以外については、乗車区間における旅客の運送が完了した時点で収益を認識しております。

なお、履行義務を充足していない部分については、契約負債として流動負債の「前受運賃」に計上しており、収益の認識に伴い1年以内に取り崩されます。

5 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(2) 鉄道事業における工事負担金等の処理方法

鉄道事業における工事を行うに当たり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受けております。

これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

II 会計方針の変更に関する注記

1 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより鉄道事業の定期運賃に係る収益については、従来、発売日を基準とした按分計算により収益を認識しておりましたが、有効期間を基準とした按分計算により収益を認識する方法へ変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第 86 項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

当該変更による当事業年度の営業収益、営業利益、経常利益および税引前当期純利益への影響は軽微であります。なお、当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の当期首残高は 585 百万円減少しております。

2 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、計算書類に与える重要な影響はありません。

III 表示方法の変更に関する注記

1 前事業年度において、損益計算書の「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社事業損失引当金戻入額」は重要性が増したため、区分掲記いたしました。

なお、前事業年度の当該金額は、22 百万円であります。

2 前事業年度において、損益計算書の「営業外費用」に区分掲記しておりました「関係会社事業損失引当金繰入額」は重要性が乏しくなったため、「その他」に含めて表示しております。

なお、当事業年度の当該金額は、675 百万円であります。

- 3 前事業年度において、損益計算書の「特別損失」に区分掲記しておりました「減損損失」は重要性が乏しくなったため、「特別損失」の「その他」に含めて表示しております。

なお、当事業年度の当該金額は、306百万円であります。

IV 会計上の見積りに関する注記

1 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 306百万円

不動産事業有形固定資産および無形固定資産 306,264百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当該取引の詳細は、連結注記表(IV 会計上の見積りに関する注記)に記載のとおりであります。

2 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 一百万円

(繰延税金負債との相殺前の金額は、10,445百万円であります。)

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当該取引の詳細は、連結注記表(IV 会計上の見積りに関する注記)に記載のとおりであります。

V 貸借対照表に関する注記

1 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

鉄道事業固定資産

481,816百万円

上記資産を担保としている負債は次のとおりであります。(1年以内に返済する予定の金額を含んでおります。)

長期借入金

89,685百万円

鉄道・運輸機構長期未払金

66,515百万円

計

156,200百万円

2 有形固定資産の減価償却累計額

784,286百万円

3 事業用固定資産

有形固定資産

土地

404,042百万円

建物

199,737百万円

構築物

195,752百万円

車両

40,619百万円

その他

12,273百万円

計

852,425百万円

無形固定資産

12,297百万円

4 偶発債務

下記の借入金等に対して債務保証を行っております。

DH Box Hill Pty Ltd.

3,455百万円

(37百万豪ドル)

従業員住宅ローン

49百万円

計

3,504百万円

5 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
(1) 関係会社に対する短期金銭債権	47,376 百万円
長期金銭債権	28,802 百万円
(2) 関係会社に対する短期金銭債務	42,681 百万円
長期金銭債務	5,738 百万円
6 固定資産の取得原価から直接減額された 工事負担金等累計額	225,028 百万円

VI 損益計算書に関する注記

1 営業収益	131,365 百万円
2 営業費	117,194 百万円
運送営業費及び売上原価	55,585 百万円
販売費及び一般管理費	13,726 百万円
諸税	12,239 百万円
減価償却費	35,642 百万円
3 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	31,518 百万円
営業費	10,710 百万円
営業取引以外の取引高	7,410 百万円

VII 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数	
普通株式	3,090,093 株
(注) 自己株式には、役員報酬信託口が保有する自己株式 137,002 株が含まれております。	

VIII 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳	
貸倒引当金	4,751 百万円
減損損失	4,417 百万円
関係会社株式評価損	3,408 百万円
退職給付引当金	2,581 百万円
事業再編に伴う税効果額	1,491 百万円
賞与引当金	670 百万円
関係会社事業損失引当金	461 百万円
減価償却超過額	432 百万円
その他	2,547 百万円
計	20,761 百万円
評価性引当に係る繰延税金資産	△10,315 百万円
計	10,445 百万円
繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳	
その他有価証券評価差額金	△6,478 百万円
固定資産圧縮積立金	△2,505 百万円
退職給付信託設定益	△1,365 百万円
その他	△374 百万円
計	△10,722 百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△277 百万円

IX 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	箱根登山鉄道㈱	(所有) 直接 100.0%	資金の貸付等	資金の貸付 (注) 1	11,520	貸付金	12,093
子会社	㈱小田急百貨店	(所有) 直接 100.0%	資金の預り等 役員の兼任	資金の預り (注) 1	10,029	預り金	12,185
子会社	UDS㈱	(所有) 直接 100.0%	資金の貸付等 役員の兼任	資金の貸付 (注) 2 (注) 3	2,100	長期貸付金	14,000
子会社	㈱小田急SC ディベロップメント	(所有) 直接 100.0%	商業施設の管理 委託等 役員の兼任	建物の賃貸 (注) 4	19,291	営業収益	—

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 1 子会社との取引は、「キャッシュマネジメントシステム」による資金の貸付および預りであり、取引金額は期中平均残高としております。利率については、市場金利に基づいて合理的に決定しております。

(注) 2 資金の貸付については、極度貸付契約に係るものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注) 3 UDS㈱への貸付金に対し8,594百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において3,829百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(注) 4 建物の賃貸による収入金額については、近隣の相場を勘案して決定しております。

X 収益認識に関する注記

当該取引の詳細は、連結注記表 (X 収益認識に関する注記) に記載のとおりであります。

XI 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 857円62銭

1株当たり当期純利益 37円16銭

(注) 役員報酬信託口が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております (当事業年度137千株)。

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております (当事業年度143千株)。

XII 重要な後発事象に関する注記

固定資産の譲渡に関する基本合意書の締結

当社は、2022年4月28日開催の取締役会決議に基づき、現本社の土地建物 (当社保有分) の譲渡に係る基本合意書を締結いたしました。

当該取引の詳細は、連結注記表 (XII 重要な後発事象に関する注記) に記載のとおりであります。

XIII その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。